

第2章 共済組合の概要

1 組合員とは

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

1 組合員とは

職員で、次に該当する者が公立学校共済組合員（強制加入）となります（法 § 39）。

(1) 常時勤務に服することを要する地方公務員（法 § 2 の 1）のうち

- ア 東京都の公立学校の教員・事務職員等（再任用職員（フルタイム）を含む。）
- イ 東京都教育委員会所属職員
- ウ 東京都立学校の技能系・業務系職員（用務職員等）
- エ 東京都教育委員会所管の教育機関（公立学校を除く。）所属職員
- オ 地方公務員法第 27 条第 2 項に規定する休職の処分を受けた者又は同法第 29 条第 1 項に規定する停職の処分を受けた者
- カ 地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項の規定により休職者とされた者（職員団体の専従者）
- キ 教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定により大学院修学休業をしている者
- ク 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により派遣された者
- ケ 地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている者
- コ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により派遣された者（平成 16 年 4 月 1 日から）
- サ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 4 条に基づき、任期を定めて採用される者
- シ 期限付任用教職員、産休代替教職員及び育休代替教職員

(2) 地方独立行政法人の教育機関の教員（東京都立大学等）

(3) 公立学校共済組合の職員（本部、東京支部、関東中央病院）

(4) 退職の日の前日まで引き続き 1 年以上組合員であった者で、任意継続組合員となった者（法 § 144 の 2）

注 外国人就労者の社会保険について

外国人就労者については、健康保険、年金ともに加入義務があります。

ただし、年金については、外国人の出身国が日本と厚生年金の社会保障協定を結んでいるかどうかで取扱いが変わります。

2 所属所

組合員は所属所に所属します（任意継続組合員を除く。）。

東京支部の所轄機関を所属所といい、公立学校、東京都教育委員会の事務局（事務系は総務部総務課、教員系は指導部管理課）、出張所等の東京都教育委員会の所管に属する教育機関（公立学校を除く。）及び直営病院が所属所になります。

所属所長にはそれぞれの所属所の長の職にある者（校長、教育機関の長等）が充てられ、支部長の命を受け、所属所の事務を行っています。

組合員の範囲

公立学校共済組合員等の範囲は、以下のとおりです。

構成員		加入する団体名	公立学校共済組合東京支部			
			加入	所属所長	給与取扱機関	負担金の費用負担団体
教員系	公立幼稚園の教員・幼保連携型こども園の教員 公立小中学校の教員 ※1 都立学校の教員 区立中等教育学校後期課程教員 ※2 区市町村が独自に任用する教員 公立学校籍の再任用職員（教員系フルタイム勤務） 公立学校籍の再任用職員（教員系短時間勤務）及び非常勤教員	区立幼稚園の教員・幼保連携型こども園の教員	○	園長	区教委（区立） 市教委（市立） 教育庁出張所（町村立）	各区 東京都
		公立小中学校の教員 ※1	○	校長	教育庁出張所（町村立）	東京都
		都立学校の教員	○	校長	各学校	東京都
		区立中等教育学校後期課程教員 ※2	○	校長	区教委	各区
		区市町村が独自に任用する教員	○	校長	区市町村教委	区市町村
		公立学校籍の再任用職員（教員系フルタイム勤務）	○	校長	教員に同じ	東京都
		公立学校籍の再任用職員（教員系短時間勤務）及び非常勤教員	×			
		期限付任用教員	○	校長	教員に同じ	東京都
		大学院修学休業中の教員	○	校長	教員に同じ	東京都
		学校等	事務・技術系	公立小中学校の都費事務職員・都費技術職員（一般事務系・医療技術系） （例）事務、栄養士等	○	校長
区立中等教育学校の都費事務職員	○			校長	区教委	東京都
都立学校の事務職員・技術職員（一般事務系・一般技術系・医療技術系） （例）事務、司書、栄養士、看護師等	○			校長	教員に同じ	東京都
都立学校の技能系・業務系職員（用務職員等）	○			校長	教員に同じ	東京都
公立学校籍の再任用職員（事務系・技術系フルタイム勤務）※3	○			校長	教員に同じ	東京都
公立学校籍の再任用職員（事務系・技術系短時間勤務）	×					
共通		臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）	○	校長	教員に同じ	東京都
		外国の地方公共団体の機関等に派遣されている教職員	○	校長	教員に同じ	東京都
		育児休業中の教職員	○	校長	教員に同じ	東京都
		職員団体の在籍専従退職の教職員	○	各労組委員長	各組合	東京都・各組合
		公立学校籍の非常勤職員	×			
教育庁等		教育庁及び所属教育機関（学校及び学校経営支援センターを除く。）に勤務する職員（例）指導主事、教員系行政管理職	○	指導部長 多摩事務所長 研修センター所長 相談センター所長 各出張所長	教育庁総務部（指導部管理課） 多摩教育事務所 教職員研修センター 教育相談センター 教育庁各出張所	東京都
		区市町村教育委員会に勤務する充て指導主事	○	校長	教員に同じ	東京都
		区市町村の給食センターに勤務する職員	○	各所管課長	各区市町村	区市町村
		教育庁の行政系職員	○	総務部長	教育庁総務部	東京都
		公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣される管理職	○	総務部長	（派遣先団体）	（派遣先団体）
		（一財）東京学校支援機構	○	総務部長	教育庁総務部	（一財）東京学校支援機構
		学校経営支援センターに勤務する教職員・一般技術系及び再任用職員（フルタイム勤務）	○	各学校経営支援センター所長	各学校経営支援センター	東京都
		学校経営支援センターに勤務する再任用教職員（短時間勤務）	×			
		区市町村が任用する固有指導主事	×			
その他		公立学校共済組合東京支部の職員（常勤）	○	東京支部長	公立学校共済組合東京支部	同左
		公立学校共済組本部の役員（常勤）・職員（常勤）	○	本部事務局長	公立学校共済組合本部	同左
		関東中央病院の職員（常勤）	○	病院長	公立学校共済組合 関東中央病院	同左
		公立大学法人東京都立大学の役員・教職員（派遣職員を除く。）	○	理事長	各学部	東京都立大学
		任意継続組合員	○	なし	なし	なし

※1 区立中等教育学校の前期課程教員及び区立養護学校の教員を含む。

※2 東京都教育委員会と区との人事交流の協定に基づいて区市町村に採用された者

※3 小・中学校に所属する者は東京都教育委員会が任命した者

3 保険料（掛金）及び負担金

〔福利厚生課経理担当 ☎03（5320）6822〕

(1) 費用負担の原則と負担割合（法 § 113、施行法 § 96、施行令 § 28、同附則73）

組合が行う事業の費用は、全て組合員と事業主及び地方公共団体とが一定の割合により負担することになっています。

（負担割合）

組 合 事 業 種 別			組合員負担	事業主負担	地方公共団体負担	
共 済	短期給付に 要する費用	短期給付	1/2	1/2		
		福祉事業	1/2	1/2		
	長期給付に 要する費用	介護保険	1/2	1/2		
		育児・介護休業公的負担			1/1	
組 合	長期給付に 要する費用	長期給付	基礎年金部分	1/4	1/4	1/2
			厚生年金部分 年金払い退職給付	1/2	1/2	
		経過の長期		1/1		
	追加費用負担金		1/1			
業務費（福祉事業に係る事務を除く）					1/1	

(2) 保険料（掛金）及び負担金（法 § 114、116、定款 § 28）

組合事業に要する費用は、組合員の保険料（掛金）と事業主及び地方公共団体の負担金をもって充てられます。保険料（掛金）及び負担金は組合員の標準報酬月額と標準期末手当等に対する率（所要財源率）として算定しています。この率を（1）の負担割合により按分しますと、組合員の負担する保険料（掛金）率と事業主（地方公共団体）の負担金率は下表のとおりとなります。

（保険料（掛金）率・負担金率） 全て千分率です。

令和3年4月1日適用

種 別	保 険 料 率	掛 金 率				負 担 金 率							
		長期 給付	短期 給付		介護 保険	長期 給付	短期 給付		介護 保険	長期 給付			
			厚生 年金	短期 給付			福祉 事業	退職等 年金		短期 給付	福祉 事業	基礎 年金	退職等 年金
共 済	一般 組合員	183.00	42.1	1.41	8.90	7.5	42.2	1.41	8.90	40.0	7.5	0.1001	義務 31.5
	特別職												非義務 18.2
組	船員 組合員		40.06				44.24						
合	任意継続 組合員	—	84.2	—	17.80	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 厚生年金保険料率は、事業主負担分と組合員負担分の合計です。組合員保険料率は記載されている率の1/2となります。

注2 介護保険料は、40歳に到達した日（誕生日の前日）の属する月から65歳に到達した日（誕生日の

前日) の属する月の前月まで徴収します。

注3 短期負担金には育児・介護休業手当金に要する公的負担 (0.1) を含みます。

注4 任意継続組合員の掛金については、「第6章 5 任意継続組合員 (P212)」を参照してください。

注5 70歳以上の組合員は、厚生年金保険料・負担金は徴収しません。

注6 後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金率は、3.53となります。

限度額

短期給付・長期給付それぞれに、保険料 (掛金) ・負担金算定の基礎となる額に下限・上限が定められています。

標準報酬の限度額等

保険料 (掛金) の種別	事業	報酬月額		等級	標準報酬月額
		下限	上限		
短期給付掛金 介護掛金 福祉事業掛金	短期給付 福祉事業	下限	101,000 円未満	1	98,000 円
		上限	1,355,000 円以上	46	1,390,000 円
厚生年金保険料	厚生年金保険給付	下限	93,000 円未満	1	88,000 円
		上限	635,000 円以上	32	650,000 円
退職等年金分掛金	退職等年金給付	下限	101,000 円未満	1	98,000 円
		上限	635,000 円以上	31	650,000 円

標準期末手当等 (標準賞与) の上限

保険料 (掛金) の種別	事業	標準期末手当等の額 (標準賞与額)		
		上限	額	備考
短期給付掛金 介護掛金 福祉事業掛金	短期給付 福祉事業	上限	5,730,000 円	その年度における 期末手当等の額の 累計額
厚生年金保険料 退職等年金分掛金	厚生年金保険給付 退職等年金給付	上限	1,500,000 円	1月あたりの上限

注 保険料 (掛金) 率及び限度額は、変更になる場合があります。最新の情報は公立学校共済組合 東京支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/> をご覧ください。

(3) 保険料 (掛金) の算定と払込み

ア 保険料 (掛金) 算定方法

標準報酬月額又は標準期末手当等に、それぞれの保険料 (掛金) 率を乗じて保険料 (掛金) を算定します。

(ア) 例月給与

$$\text{標準報酬月額} \times \text{保険料 (掛金) 率} = \text{保険料 (掛金)} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

(イ) 期末手当等

$$\text{標準期末手当等額} \times \text{保険料 (掛金) 率} = \text{保険料 (掛金)} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

注 標準期末手当等額 = 期末手当等実支給額の千円未満を切り捨てた額

期末手当等が支給されない場合、保険料（掛金）は徴収されません。

イ 年俸制による保険料（掛金）の算出

年俸制による給料支給の場合には、年俸総額から例月標準報酬月額相当分及び標準期末手当等相当分を算出し、そこに保険料（掛金）率を乗じた額が保険料（掛金）となります。

〔例〕毎月均等払い+6月及び12月に期末手当等相当額が支給される場合

給料相当額が12回支給され、6月には給料相当額の2か月分が、12月には給料相当額の3か月分が割り増しして支給される場合

(ア) 例月保険料（掛金）算定方法

年俸総額 ÷ 17 = 報酬月額相当額 → 標準報酬等級表に当てはめる
標準報酬月額 × 保険料（掛金）率 = 保険料（掛金）（円位未満切捨て）

注 年俸総額10,625,000円の場合

10,625,000 ÷ 17 = 625,000 → 標準報酬等級表に当てはめる

605,000円以上635,000未満 … 標準報酬の月額 = 620,000円

620,000円 × 保険料（掛金）率 = 保険料（掛金）（円位未満切捨て）

(イ) 標準期末手当等保険料（掛金）算定方法

a 6月分

年俸総額 ÷ 17 × 2 = 6月期末手当等相当額

6月期末手当相当額の千円未満を切り捨てた額 = 標準期末手当等（標準賞与）

標準期末手当等（標準賞与） × 保険料（掛金）率

= 保険料（掛金）（円位未満切捨て）

注 年俸総額10,625,000円の場合

10,625,000 ÷ 17 × 2 = 1,250,000 = 6月期末手当等相当額

1,250,000円（千円未満切捨て） × 保険料（掛金）率

= 保険料（掛金）（円位未満切捨て）

b 12月分

年俸総額 ÷ 17 × 3 = 12月期末手当等相当額

12月期末手当相当額の千円未満を切り捨てた額 = 標準期末手当等（標準賞与）

標準期末手当等（標準賞与） × 保険料（掛金）率

= 保険料（掛金）（円位未満切捨て）

注 年俸総額10,625,000円の場合

10,625,000 ÷ 17 × 3 = 1,875,000 = 12月期末手当等相当額

1,875,000円（千円未満切捨て） × 保険料（掛金）率

= 保険料（掛金）（円位未満切捨て）

ウ 保険料（掛金）の払込み

(ア) 払込方法

給与支給機関が、組合員に支給される給与又は期末手当等から保険料（掛金）を控除し組合員に代わって共済組合に払込むことになっています（法 § 115）。

(イ) 資格喪失時の保険料（掛金）の取扱い（例月給与）

保険料（掛金）は組合員が資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月までの各月について徴収することになっています（法 § 114）。従って、月末まで組合員の資格を有していた場合にはその月の保険料（掛金）を徴収することになります。

なお、資格を取得した月と同一月に資格を喪失した場合は、下表のとおりとなります。

(ウ) 退職後に期末手当等を受給した場合の取扱い

原則として、退職後に受給した期末手当等の額は保険料（掛金）の徴収対象とはなりません。

【参考】

資格の取得・喪失時の例月保険料（掛金）の取扱い ○徴収する ×徴収しない

区 分		資格取得日	退 職 日	資格喪失日	短期・介護	厚生年金保険	退職等年金
採用	同一月の資格取得・喪失	令和2年10月1日	令和2年10月20日	令和2年10月21日	10月分 ○	10月分 × ^{※1}	10月分 ○ ^{※2}
	中途採用	令和2年10月5日	—	—	10月分 ○	10月分 ○	10月分 ○
退職	月 末	令和2年4月1日	令和3年3月31日	令和3年4月1日	3月分 ○	3月分 ○	3月分 ○
	月の中途	令和2年4月1日	令和2年10月25日	令和2年10月26日	10月分 ×	10月分 ×	10月分 ×
他支部への異動		令和2年4月1日	令和2年10月15日	令和2年10月16日	10月分 ○	10月分 ○	10月分 ○
任用が数日空けて再度行われる場合 ^{※3}		令和3年4月1日	令和4年3月25日任用満了 (空白期間) 令和4年4月1日再度任用	—	3月分 ○	3月分 ○	3月分 ○

※1 60才以上は徴収します。ただし、引続き他の共済組合等に加入する場合は徴収しません。

※2 引続き他の共済組合等に加入する場合は徴収しません。

※3 任用が数日空けて行われても組合員資格を喪失しない場合の例です。詳しくはP56をご覧ください。

注1 介護掛金については40歳以上65歳未満の方が対象となります。

注2 支給月の月の途中の退職及び他支部への異動に係る期末手当等保険料（掛金）の取扱いについては、お問い合わせください。

(4) 産前産後休業期間中の保険料（掛金）免除（法 § 114の2の2）

産前産後休業（P10「ア 保険料（掛金）の免除期間」参照）をしている組合員が公立学校共済組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る保険料（掛金）が免除されます。

注 保険料（掛金）が免除されている期間でも年金の加入期間として通算されます。

ア 保険料（掛金）の免除期間

出産の日（出産の日が産前の予定日後であるときは、産前の予定日）以前42日（※）から産後の日後56日までの間で、妊娠及び出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間中の保険料（掛金）が免除の対象となります。

条例等により、労働基準法第65条に規定する産前産後休業期間を超える長期の休暇が付与される場合であっても、保険料（掛金）免除の対象となるのは、出産の日以前42日（※）から産後の日後56日までの期間となります。

※ 多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読みかえます。

[例] 条例により、16週間の妊娠出産休暇（特別休暇）を取得した場合



- ・妊娠出産休暇を10月23日から2月11日まで取得（産前8週間、産後8週間）した場合
- ・保険料(掛金)が免除されるのは11月6日から2月11日まで（産前6週間、産後8週間）
⇒11月分、12月分、1月分の保険料(掛金)が免除となる

注 この例では、妊娠中及び出産後を通じて16週間の休暇を取得していますが、産前産後休業期間中の保険料(掛金)免除期間は、「出産の日以前42週(6週)から出産の日後56日(8週)までの間」(=6週+8週=14週)で、「妊娠及び出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間」です。

妊娠出産休暇中であっても保険料(掛金)が免除とならない期間がありますので、ご注意ください。

なお、保険料(掛金)の免除期間は、出産日が判明してから確定します。出産予定日と出産日が一致しない場合は、保険料(掛金)の免除期間が変わりますのでご注意ください。詳細は、東京支部ホームページに「産前産後休業期間中の掛金免除事例集」を掲載していますのでご確認ください。

※ 東京都教職員給与システム(学校電算)により給与が支給されている場合は、「当初」と「出産後」それぞれシステムへの入力処理を必ず行ってください。

イ 手続方法

産前産後休業保険料(掛金)免除申出書(当初・出産後)を所属の事務担当者を通して経理担当へ提出してください。

(ア) 提出書類 ※「当初」と「出産後」の2回提出してください。

「産前産後休業保険料(掛金)免除申出書」〔用紙 No. 産休1〕

注 申出書の用紙は、「福利厚生事務の手引 別冊様式集」の該当ページをコピーして使用するか、東京支部ホームページからダウンロードしてください。

(イ) 添付書類 ※「当初」と「出産後」それぞれ①②の2点を提出してください。

- 【当初】
- ①産前産後休業(妊娠出産休暇)を承認された期間の分かる書類の写し
(休暇・職免等処理簿や出勤簿、マスターカード、欠員補充申請の書類等)
 - ②出産予定日を証明する書類の写し
(母子健康手帳、妊娠証明書、診断書等)

- 【出産後】
- ①出産日より確定した産前産後休業(妊娠出産休暇)を承認された期間の分かる書類の写し
(休暇・職免等処理簿や出勤簿、マスターカード等)
 - ②出産日を証明する書類の写し
(母子健康手帳、出生証明書、住民票(写し)(マイナンバーの記載がないもの)、出産費用明細書等)

(5) 育児休業中の保険料（掛金）免除（法 § 114 の 2）

育児休業を取得する組合員が、共済組合に保険料（掛金）免除の申出をした時は、以下の①及び②の期間、保険料（掛金）は、例月給与の支給の有無に関わらず免除となります。

- ① 育児休業開始日の属する月から、その対象となる子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで（＝3歳の誕生日が属する月の前月まで）
- ② 3歳の誕生日以前に育児休業期間が終了する場合には、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで

〔例1〕 12月15日に育児休業が終了する場合、11月までの保険料（掛金）が免除になります。

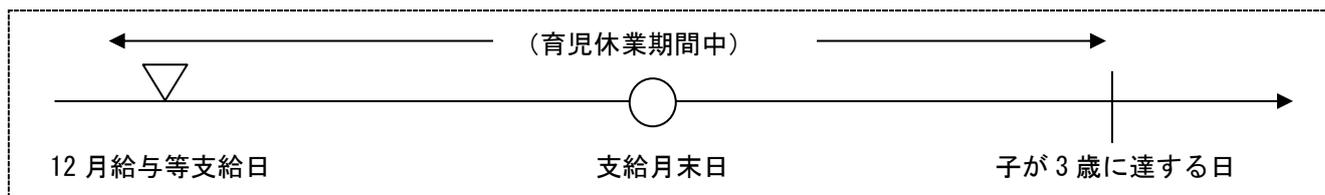
〔例2〕 12月31日に育児休業が終了する場合、12月までの保険料（掛金）が免除になります。

【参考】

組合員が育児休業している場合は、支給日の属する月の末日が子の3歳の誕生日前でかつ育児休業中であれば、保険料（掛金）の免除の申出があった場合に、保険料（掛金）は免除となります。

〔例〕 12月給与等の支給日が子の3歳の誕生日前である場合

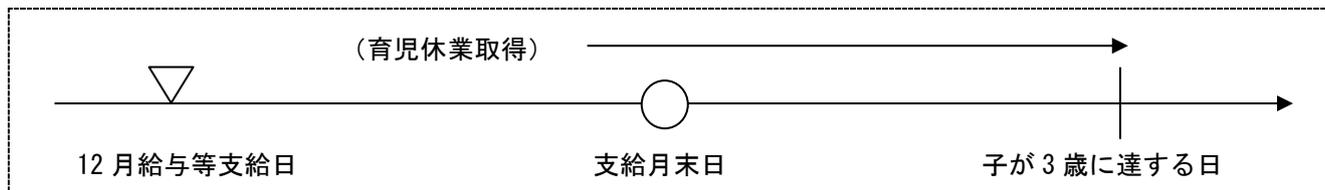
- ① 12月給与等支給日は育児休業中であり、その支給日の属する月の末日が子の3歳の誕生日前でかつ育児休業中であれば12月分及び期末分の保険料（掛金）は免除となります。



- ② 12月給与等支給日は育児休業中であるが、支給日の属する月の末日が子の3歳の誕生日以後又は育児休業をしていない場合は、11月分までの保険料（掛金）が免除となり、12月分及び期末分の保険料（掛金）を徴収します。



- ③ 12月給与等の支給日には育児休業をしていないが、支給日以後同月中に育児休業を取得した場合、12月分及び期末分の保険料（掛金）は免除となります。



ア 保険料（掛金）免除と年金について

保険料（掛金）が免除されている期間であっても、本来納付すべき保険料（掛金）が支払われたものとみなし年金の加入期間として通算されます。例月保険料（掛金）については、免除前の標準報酬月額に基づく保険料（掛金）が毎月納付された扱いになります。期末手当等保険料（掛金）については、標準期末手当等の実額の千円未満を切り捨てた額に係る保険料（掛金）が免除と

なり、年金支給額の計算根拠になります。

イ 手続方法

所属所の事務担当者を通して、経理担当へ提出してください。

幼稚園教諭等区採用教員分については、各区教育委員会を経由して提出してください。

(ア) 提出書類

「育児休業保険料(掛金)免除申出書」〔用紙 No. 育休1〕

注 育児休業手当金請求書と兼用の用紙です。

申出書の用紙は、「福利厚生事務の手引 別冊様式集」の該当ページをコピーして使用するか、東京支部ホームページからダウンロードしてください。

(イ) その他

育児休業期間等の変更が生じた場合は、変更の生じた月の末日までに前記と同様に〔用紙 No. 育休1〕を提出してください。

(6) 育児部分休業・育児短時間勤務による掛金免除 (平成27年10月から廃止となりました。)

平成27年10月から育児部分休業・育児短時間勤務掛金免除制度は廃止となりました。

今後は、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定及び3歳未満の子を養育している期間の標準報酬の特例を申し出ただくことにより、育児部分休業・育児短時間勤務掛金免除と同様に保険料(掛金)は低下した報酬額で算定し、かつ将来の年金額が低くなることを避けることができます。詳しくはP15及びP169をご覧ください。

4 標準報酬とは

標準報酬は、共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る保険料(掛金)・負担金や短期給付の給付金、厚年金保険給付及び退職等年金給付の算定の基礎となるもので、組合員が受ける報酬により決定します。

組合員が受ける報酬は毎月異なりますが、保険料(掛金)の納付や各種給付の支給を迅速かつ適切に行うため、標準報酬を一定時点で決定又は改定し、一定期間適用する方法がとられています。

標準報酬の等級及び月額、組合員が地方公共団体等から受ける報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて決定します。

標準報酬月額の各等級に対応する標準報酬日額は標準報酬月額の22分の1に相当する金額(10円未満の端数は四捨五入)となります。

また、期末手当等についても毎月の標準報酬と同様に保険料(掛金)や長期給付の算定の基礎となります。この保険料(掛金)等の算定の基礎となる期末手当等を標準期末手当等(標準賞与)といい、組合員が期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を受けた月において、その月に組合員が受けた期末手当等の額に基づき千円未満の端数を切り捨てたものが標準期末手当等(標準賞与)の額となります。

標準報酬月額の決定・改定のタイミングは以下の5つです。

(1) 定時決定

毎年7月1日において、現に組合員である者(6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定が行われる者を除く。)の4月から6月までの3月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。

定時決定は7月に決定され、これにより決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用します。

なお、一定の要件を満たす場合は、保険者算定により定時決定を行うことができます。

(2) 資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。

資格取得時決定により決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日からその年の8月31日（6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月31日）まで適用されます。

次の場合も資格取得時決定の方法により標準報酬月額を決定します。

ア 他の地方公務員共済組合から転入した場合

イ 国家公務員共済組合から引続き採用された場合

ウ 公庫等の継続長期組合員から職場復帰した場合

エ 定年退職等により退職し、地方公務員法第28条の4第1項の規定により再任用フルタイムとして採用された場合

(3) 随時改定

勤務の実績に関係なく月等を単価として支給される報酬である固定的給与に変動があり、既に決定又は改定されている標準報酬月額の等級と、変動後の報酬月額による標準報酬月額の等級に2等級以上の差がある場合に実施します。

変動があった月から3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が17日以上でなければならない。）継続していることが必要であり、その3月目を著しく高低を生じた月とし、その翌月（4月目）から改定します。

固定的給与の変動が条件になりますので、昇給・昇格による給料月額の変動、勤務地の異動に伴う地域手当や通勤手当等の変動、扶養手当の増減等が該当します。時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当である（非固定的給与）のみの変動は該当しません。

なお、一定の要件を満たす場合は、保険者算定により随時改定を行うことができます。

(4) 産前産後休業終了時改定（育児休業を取得せずに復職する場合は該当します。）

産前産後休業を終了した組合員が当該産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を除きます。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日）までの適用となります。

産前産後休業終了後育児休業を取得せずに復職するときに「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を提出してください。妊娠出産休暇終了後に年次有給休暇等を取得し妊娠出産休暇終了日の翌日に育児休業等を開始しない場合も、「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を提出してください。

【申出方法】〔用紙No.終了時改定2〕＜暫定様式＞により所属所の事務担当者を通じて経理担当に提出してください。申出は所属所長の証明をもって確認とするため、添付書類は不要です。申出前にP15の注及びP16のQ&Aもご確認ください。

注 様式は、東京支部ホームページからダウンロードしてください。

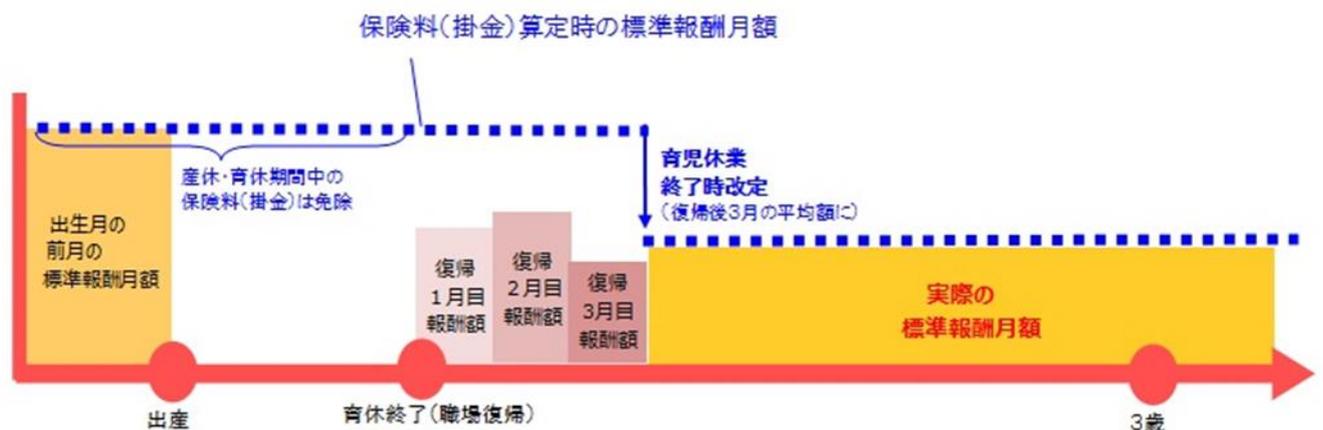
(5) 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している組合員は、この対象からは除外されます。

改定された標準報酬は、育児休業等の終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日）までの適用となります。

〔育児休業等終了時改定のイメージ図〕



育児休業等終了後、復職するときに「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を提出してください。

【申出方法】〔用紙No.終了時改定1〕＜暫定様式＞により所属所の事務担当者を通じて経理担当に提出してください。申出は所属所長の証明をもって確認とするため、添付書類は不要です。申出前に下記の注及びQ&Aもご確認ください。

※3歳未満養育特例の制度や申出方法の詳細は、P169をご覧ください。

注 東京都教職員給与システム（学校電算）により給与が支給されている所属所の組合員は、育児休業等又は産前産後休業終了時に、システムで育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定が実施されます。

改定の実施を希望しない場合は、システムで処理が必要となります。処理方法は東京都教育庁人事部人事給与情報課通知27教人情第529号（平成27年12月10日）をご確認ください。

Q&A

Q1 流産・死産により産後休業が付与された場合や、子の死亡等により育児休業等が終了となった場合は「産前産後休業等終了時改定申出書」又は「育児休業等終了時改定申出書」は提出するのでしょうか。

A1 当該産前産後休業又は育児休業に係る子を養育していないため、前記4（4）又は（5）の対象とはなりません。そのため、「産前産後休業終了時改定申出書」又は「育児休業等終了時改定申出書」の提出は不要です。

なお、東京都教職員給与システム（学校電算）により給与が支給されている所属所の組合員については、改定の実施を希望しない場合と同様にシステムでの処理が必要となります。

Q2 子が3歳になるまで育児休業を取得し職場復帰する場合、「育児休業等終了時改定申出書」は提出するのでしょうか。

A2 復職時にお子様がお子様が3歳以上の場合は該当しませんので申出は不要です。

東京都教職員給与システム（学校電算）により給与が支給されている所属所の組合員については、システム処理は不要です。

(6) 負担金の納付義務

地方公共団体が負担する負担金の納付義務は、下表の区分のとおりです。

負担金は、毎月末日までに共済組合に着金するように納付してください。

納付団体	職 員	負 担 金							備 考	
		短期（福祉含む）		介護	長期			追加費用		業務費
		負担金	育休・介護 公的負担	負担金	負担金	公務等給 付負担金	基礎年金 拠出金・ 公的負担			
東京都 (教育庁福利厚生部 福利厚生課)	都が給与を負担 する公立学校教職 員・教育庁(事務所 含)の管理職員・事 務局職員	○	○	○	○	○	○	○	○	
区 (教育委員会事務局)	区立幼稚園等の 教職員	○	○	○	○	○	○	○	○	
公立学校共済組合 本 部	本部の職員									
公立学校共済組合 東 京 支 部	支部の職員	○	○	○	○	○	※	○		※東京都が負担
公立学校共済組合 関 東 中 央 病 院	病院の職員									
派 遣 団 体	派遣職員	○	※	○	○	○	※			※東京都が負担
職 員 団 体	職員団体の 専従職員	○	※	○	○		※			※東京都が負担
東京都公立大学法人	東京都公立大学法 人の役員・教職員 (派遣職員を除 く。)	○	○	○	○	○	※	※		※東京都が負担

標準報酬等級表（令和2年9月～）

等級			報酬月額		標準報酬 の月額	標準報酬 の日額
短期給付 等	退職等 年金給付	厚生年金 保険				
-	-	第1級	93,000円未満		88,000円	-
第1級	第1級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円	4,450円
第2級	第2級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円	4,730円
第3級	第3級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円	5,000円
第4級	第4級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円	5,360円
第5級	第5級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円	5,730円
第6級	第6級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円	6,090円
第7級	第7級	第8級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円	6,450円
第8級	第8級	第9級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円	6,820円
第9級	第9級	第10級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円	7,270円
第10級	第10級	第11級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円	7,730円
第11級	第11級	第12級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円	8,180円
第12級	第12級	第13級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円	8,640円
第13級	第13級	第14級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円	9,090円
第14級	第14級	第15級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円	10,000円
第15級	第15級	第16級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円	10,910円
第16級	第16級	第17級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円	11,820円
第17級	第17級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	第18級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	第19級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	第22級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円
第23級	第23級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円
第24級	第24級	第25級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円	20,000円
第25級	第25級	第26級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円	21,360円
第26級	第26級	第27級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円	22,730円
第27級	第27級	第28級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円	24,090円
第28級	第28級	第29級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円	25,450円
第29級	第29級	第30級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円	26,820円
第30級	第30級	第31級	605,000円以上	635,000円未満	620,000円	28,180円
第31級	第31級	第32級	635,000円以上	665,000円未満	650,000円	29,550円
第32級	-	-	665,000円以上	695,000円未満	680,000円	30,910円
第33級	-	-	695,000円以上	730,000円未満	710,000円	32,270円
第34級	-	-	730,000円以上	770,000円未満	750,000円	34,090円
第35級	-	-	770,000円以上	810,000円未満	790,000円	35,910円
第36級	-	-	810,000円以上	855,000円未満	830,000円	37,730円
第37級	-	-	855,000円以上	905,000円未満	880,000円	40,000円
第38級	-	-	905,000円以上	955,000円未満	930,000円	42,270円
第39級	-	-	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第40級	-	-	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第41級	-	-	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第42級	-	-	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第43級	-	-	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円	55,000円
第44級	-	-	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円	57,730円
第45級	-	-	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円	60,450円
第46級	-	-	1,355,000円以上		1,390,000円	63,180円

注 今後の最新の情報は東京支部ホームページをご覧ください。

5 組合事務の取扱者

所属所長及び給与支給機関の事務

組合員はその勤務する公立学校等ごとに設けられる所属所（定款 § 3-4）に所属して組合の組織を構成しますが、その所属所長は所定の組合事務を行わなければなりません（運規 § 5、支細 § 18）。

また、給与支給機関は、掛金・償還金等の給料控除に係る事務を行うことになっています（運規 § 46）。

所属所（長）の事務

- 1 組合員の異動報告に関すること
- 2 組合員が提出する組合員資格等に係わる各種の届書、申請書、その他関係書類に所要事項を記入、証明し、組合へ送付すること
- 3 組合員証等を組合から受領し、組合員に交付すること
- 4 組合員等が提出する給付に係わる請求書、申請書その他の書類に所要事項を記入、証明し、組合に送付すること
- 5 休業手当金の給付期間を認定すること
- 6 その他支部長が定めること

教育庁出張所におかれる所属所（長）の事務

組合の委託により区・市教育委員会が行う事務（支細 § 19、20）

- 1 所管の区・市・町・村立学校に置く所属所の連絡調整及び指導に関すること
- 2 所属所から提出される報告、申告、請求等の書類を審査し又は集計し、組合へ送付すること
- 3 その他支部長が定めること

給与支給機関の事務

- 1 掛金等の源泉徴収と払込み
- 2 掛金等（無給休職者、育児休業者）の月例報告書の作成・報告
- 3 貸付償還金の源泉徴収と払込み
- 4 過誤納金の請求
- 5 負担金の払込み・報告
- 6 その他の組合事務

6 組合員に対する共済給付等

組合員は、公立学校共済組合から法定及び組合独自の事業による給付を受けることができます。また、これらの給付のほか、福祉施設の利用、貸付金の借受等各種の福利厚生事業を利用することができます。

7 給付金の振込口座の新設・登録・変更

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

- (1) 共済組合の短期給付金は、給付決定通知書により所属所に通知します。
- (2) 給付金は、個人で届出した組合員の給付金等口座に振り込みます。
- (3) 教職員給与システム、総務局電算及び東京都公立大学法人東京都立大学電算で給与の処理を行っている所属所の組合員については、それぞれの電算からの口座の登録及び変更の情報提供を受けて支部電算への登録及び変更を行いますので、手続は必要ありません。ただし、下記所属所の組合員については、口座の登録及び変更手続が必要です。

(届出用紙「組合員給付金等口座振込依頼書」は〔用紙No.本人3〕をコピーして使用してください。)

- 各区立幼稚園、幼保連携型認定こども園
- 公立学校共済組合本部
- 公立学校共済組合東京支部
- 公立学校共済組合関東中央病院
- 区独自採用の教職員

- (4) 新設の所属所においては、新たに所属所長名義(カタカナで30文字以内で設定すること)で所属所口座を設定してください(届出用紙「所属所届」は〔用紙No.所属〕をコピーして使用してください。)
- (5) 既に届出している所属所の名称・住所等の変更、又は金融機関や口座名義、口座番号に変更が生じたときは、速やかに変更の届出をしてください(届出用紙は〔用紙No.所属〕をコピーして使用してください。)

口座の新設・登録・変更手続に必要な書類

所属所口座	① 所属所届〔用紙No.所属〕 (記入例については様式集参照) ② 預金通帳の写し (銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、 口座番号の分かる部分をコピーしたもの)
個人口座	① 組合員給付金等口座振込依頼書〔用紙No.本人3〕 (記入例については様式集参照) ② 預金通帳の写し (銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、 口座番号の分かる部分をコピーしたもの)

なお、金融機関や口座名義、口座番号を変更した場合には、給付金に変更後の口座に振り込まれたことを確認してから、旧口座の解約を行ってください。

2 組合員と所属所の資格関係事務手続

1 組合員資格

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

職員となった者は、その職員となった日から組合員の資格を取得します（法 § 39）。

ア 産休・育休代替教職員等の資格取得日

令和2年度以降、任用の初日から組合員の資格を取得します。

イ 産休・育休代替教職員等の資格有効期限日

資格取得時における最終辞令の任用期限日となります。

したがって、資格取得以降に任用期間が延長された場合は、組合員期間も延長となりますが、資格継続手続をしない限り組合員期間は延長とはなりませんので、任用期間が延長された場合は速やかに手続を行ってください（P26参照）。

ウ 産休・育休代替教職員等の空白期間の取り扱いについて

任用が数日空けて再度行われる場合、条件を満たした場合には組合員資格が継続されます（P57参照）。

2 組合員資格取得時の事務手続

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

(1) 組合員本人の事務手続

新規採用、異動、転入等で組合員の資格を取得したときは、必ず「一般組合員資格取得届書」に、P22の表に掲げる必要書類を添付し、所属所長を経て給付貸付課資格担当に速やかに提出してください。

なお、各区立幼稚園（こども園を含む。）、公立学校共済組合本部・東京支部・関東中央病院及び区独自採用の方、既に公立学校共済組合を含む公務員共済組合の年金受給権をお持ちの方は、併せてP23の表をご覧ください。

定年退職から引き続き再任用フルタイム勤務となった場合は、引き続き組合員となりますので、資格取得等の手続は不要です。

組合員証等の紛失・盗難による事故等を起こさないために、組合員証等の管理については、慎重に取り扱うように各組合員に周知してください。

(2) 被扶養者の認定手続（該当者）

組合員に扶養している者がいる場合は、被扶養者認定手続を行ってください（本文P28以降参照）。

(3) 資格取得届書等の提出に関する注意事項

ア 届出年月日等の明記

資格取得届書を提出するときは、必ず「組合員の届出年月日」「所属所受理日」「所属所長が認めた日」を記入してください（様式集の記入例を参照）。個人番号（マイナンバー）は、別途収集しますので、個人番号欄への記入は不要です。

イ 「発令通知書の写し」の取扱い

資格取得に関わる必要書類である「発令通知書の写し」の取扱いについては、次のとおりです。

(ア) 「発令通知書」の交付が遅れている場合

「基本報告書（マスターカード）の写し」又は「履歴カードの写し」等、職員番号が分かるものを提出してください。

(イ) 発令通知書が交付されない場合

東京都では、平成13年7月1日付発令から発令通知の方法を変更したことに伴い、転任（異動）等の際には発令通知書が交付されなくなりました。東京都職員共済組合からの転入等、人事異動による資格取得の場合は、「基本報告書（マスターカード）の写し」、「履歴カードの写し」又は「発令通知一覧表（該当部分）の写し」等を添付してください。

なお、「発令通知一覧表」のように職員番号の記載がない場合は、職員番号がわかるものを必ず一緒に添付してください。

ウ P19 7 (3) ただし書の所属所については、組合員給付金等口座振込依頼書〔用紙No.本人3〕も提出してください。

他支部からの異動及び都共済・他共済からの異動及び転入の場合、過去に公務員共済組合の加入期間がある方は、資格取得手続の際、年金関係の書類が必要です。

＜資格取得に必要な書類＞

一般組合員資格取得届書〔用紙No.本人1〕のほかに、下表の書類を提出してください。

一般組合員資格取得届書〔用紙No.本人1〕の「基礎年金番号」の欄は、「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」等で番号を確認のうえ必ず記載してください（20歳以上の者）。

手続区分		必要書類	年金関係書類	
新規取得	新規採用のとき（日本私立学校振興・共済事業団の前歴がある者を含む。）	・発令通知書の写し等（職員番号が記載されているもの）注	公務員共済組合の前歴なし	不要
			公務員共済組合の前歴あり	要*
転入 (他支部・他共済)	公立学校共済組合の他支部の組合員であった者が、引き続き東京支部の組合員になったとき (道府県の公立学校からの異動)	・発令通知書の写し等（職員番号が記載されているもの）注 ・他支部の組合員証等（東京支部で回収）	公務員共済組合の前歴あり	要*
	東京都職員共済組合の組合員であった者が、引き続き公立学校共済組合東京支部の組合員になったとき	・マスターカードの写し等（職員番号が記載されているもの）	公務員共済組合の前歴あり	要*
	他の市町村職員共済組合等（都共済、国共済を除く。）の組合員であった者が、引き続き公立学校共済組合東京支部の組合員になったとき	・発令通知書の写し等（職員番号が記載されているもの）注	公務員共済組合の前歴あり	要*
再取得	過去に公立学校共済組合東京支部の組合員期間があり、新たに採用されたとき	・発令通知書の写し等（職員番号が記載されているもの）注 ◎一般組合員資格取得届書の旧組合員証番号欄に以前の組合員証番号を記入してください（同一番号のときも記入。以前の組合員証番号が不明の場合は「不明」と記入）	公務員共済組合の前歴あり	要*
転入(国)	国家公務員共済組合（文部科学省共済組合等）の組合員であった者が引き続き公立学校共済組合東京支部の組合員になったとき	・発令通知書の写し等（職員番号が記載されているもの）注	公務員共済組合の前歴あり	要*
臨時的任用	産休・育休代替教職員及び期限付任用で任用されたとき	・発令通知書の写し等（職員番号が記載されているもの）	公務員共済組合の前歴なし	不要
			共済組合員の前歴あり	要*

注 「発令通知書の写し」の取扱い（P21（3）イを参照）
共済組合員証の番号は、職員番号と同一となります。

<追加で必要となる書類>

次に該当する場合は、P22に掲げる必要書類のほか、下表の手続・書類が必要です。

手続区分		必要書類
1	各区立幼稚園（こども園を含む。）、公立学校共済組合本部・東京支部・関東中央病院及び区独自採用の教職員で組合員となったとき	① 組合員給付金等口座振込依頼書〔用紙No.本人3〕 ② 預金通帳の写し（銀行・支店コード、口座名義人（カナ）、口座番号が記載されているもの）
2	公務員共済組合の前歴がある者が組合員となったとき* （P22で年金関係書類「要」の場合に必要）	組合員転入・異動届書兼年金加入期間等報告書〔用紙No.年金1〕 ・転入（他支部、都共済、他共済、国共済 共通）…「組合員転入・異動届書」欄を記入 ・新規取得、再取得、臨時的任用…「年金加入期間等報告書」欄を記入 ※ 離婚時年金分割制度の適用を受けた方は、その適用を受けた婚姻期間を必ず記入してください。
3	公務員期間の老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（障害共済）年金の受給権がある者が再取得をしたとき	① 年金受給権者再就職届書〔用紙No.年金3〕 ② 年金証書の原本 ※ 他共済で障害等級2級以上の障害厚生（障害共済）年金を受給している方の場合、障害基礎年金の年金証書も必要。

3 組合員資格喪失時の事務手続（死亡による場合を除く）〔給付貸付課資格担当 ☎03（5320）6826〕

- (1) 組合員が退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します（法 § 39）。
- (2) 組合員が公立学校の教職員として道府県へ異動したときは、その日から東京支部の組合員の資格を喪失し、異動した他支部の組合員資格を取得することになります。

なお、組合員証等は異動先の支部へ返却してください。

- (3) 組合員が他の組合（東京都職員共済組合や国家公務員共済組合等の他共済）の職員となったときは、その日から組合員の資格を喪失し、転出先の組合の組合員資格を取得することになります。

資格喪失の手続に併せて組合員証等（組合員証の他に被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付を受けている場合はこれらも必要）を返却しなければなりません。

※ 組合員が再任用職員（フルタイム）となった場合は、引き続き組合員となります。資格喪失の手続は不要です。再任用職員（フルタイム）が終了した際、資格喪失の手続をしてください。

<資格喪失時に必要な書類>

手続区分		必要書類
退職	退職した場合 ○ 産休・育休代替教職員等で任用期間が満了したとき ○ 日本私立学校振興・共済事業団に加入するとき	① 一般組合員資格喪失届書〔用紙No.本人1〕注1 ② 組合員証等（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等を含む。） ③ 被扶養者がいる場合は、被扶養者申告書（回収）〔用紙No.扶養1〕と被扶養者証 ----- 【年金関係書類】（詳細はP146） ・ 老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職する者→年金待機者として登録 ④ 退職届書 ⑤ 履歴書（任命権者発行のもの）注2 ・ 老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後に退職する者→年金額の改定手続 年金「改定」請求書等を送付しますので年金担当に連絡してください。
	退職し、引き続き公立学校共済組合の他支部の組合員になる場合（道府県の公立学校へ異動）	① 一般組合員資格喪失届書〔用紙No.本人1〕（喪失理由は転出（他支部）、組合員証等は異動先の支部へ提出） ----- 【年金関係書類】（詳細はP148） ② 組合員転出・異動届書〔用紙No.年金2〕（異動を○で囲む。） ③ 履歴書（任命権者発行のもの）注2
転出（都共済・他共済）	引き続き他の公務員共済組合の組合員になる場合（東京都職員、国家公務員、市町村職員共済組合等へ転出）	① 一般組合員資格喪失届書〔用紙No.本人1〕 ② 組合員証等（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等を含む。） ③ 被扶養者がいる場合は、被扶養者申告書（回収）〔用紙No.扶養1〕と被扶養者証
	地方自治法第252条の17に基づき区・市教育委員会に派遣する場合も含む。	----- 【年金関係書類】（詳細はP148） ④ 組合員転出・異動届書〔用紙No.年金2〕（転出を○で囲む。） ⑤ 履歴書（任命権者発行のもの）注2

注1 資格喪失届の「組合員の届出年月日」「所属所受理日」「所属所長が認めた日」は、退職日の翌日以降になります。

注2 「履歴書」（退職発令、期末手当等の記録、任命権者の証明があるもの）は、次の方のみ添付してください。

い。

- ① 区立幼稚園（こども園を含む。）、千代田区立九段中等教育学校ほか、区教育委員会が任用する独自採用教職員
- ② 東京都立大学等、関東中央病院、公立学校共済組合本部、東京支部、職員労働組合に所属する組合員

4 組合員の所属所変更（東京支部内の異動） 〔給付貸付課資格担当 ☎03（5320）6826〕

人事異動で組合員の所属所が変更になったときは、異動先の新しい所属所で変更の手続きをしてください。

手続区分		必要書類
所属所変更	組合員が異動したとき	組合員情報変更訂正届〔用紙No.本人2〕

- (1) 原則として、教育庁人事部の教職員給与システム電算、総務局電算及び公立大学法人東京都立大学電算内の組合員については、所属所変更手続は不要です。

ただし、次の場合は変更手続が必要です。

- ア 工業高等学校等の実習助手が教諭として新規採用されたとき
- イ 充当指導主事が異動したとき
- ウ 教職員給与システム内の所属所から教職員給与システム外の所属所へ異動したとき
- エ 教職員給与システム外の所属所から教職員給与システム内の所属所へ異動したとき
- オ 定年退職後、再任用フルタイムで任用され所属所が変更となったとき
- カ その他、異動情報が的確に取り入れられなかったとき

- (2) 幼稚園等、(1) 以外の異動及び教職員給与システム情報が的確に取り入れられない所属所（下表参照）との異動については、必ず手続してください。

所属所変更手続が必要な所属所一覧

所属所変更手続が必要な所属所		
各区立幼稚園	公立学校共済組合本部	東京都教職員組合
幼保連携型認定こども園	公立学校共済組合東京支部	東京都高等学校教職員組合
千代田区立九段中等教育学校	公立学校共済組合関東中央病院	東京都公立学校事務職員組合
区独自採用の教員		東京都障害児学校教職員組合
		東京都公立学校教職員組合
		自治労連東京都区職員労働組合
		(一財)東京学校支援機構

5 組合員の氏名・住所

手続区分		必要書類
氏名変更	婚姻、離婚、その他の事由により組合員の氏名が変わったとき	① 組合員情報変更訂正届〔用紙No.本人2〕 ② 転居している場合は、住所変更欄も記入してください。 ③ 被扶養者がいる場合は、被扶養者証と被扶養者申告書（回収）〔用紙No.扶養1〕 ④ 組合員証等 ⑤ 戸籍謄（抄）本（婚姻等の受理証明書でも可）の原本（確認後却）
住所変更	転居、住民票の異動、市町村合併等により組合員の住所が変わったとき	① 組合員情報変更訂正届〔用紙No.本人2〕 ② 被扶養配偶者がいる場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」

※ 住所変更のみの場合、原則として、教育庁人事部の教職員給与システム電算、総務局電算及び公立大学法人東京都立大学電算内の組合員についての変更手続は不要です。

ただし、被扶養配偶者がいる場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出が必要です。

6 組合員の資格継続

産休・育休代替教職員等組合員の任用期間が延長された場合（空白期間を伴う資格の延長を含む（P58参照））は、組合員期間も延長となりますので、速やかに資格継続の手続をしてください。

手続区分		必要書類
継続 (任用期間の延長)	組合員の資格取得をした者で更に任用期間が引き続くとき	① 組合員情報変更訂正届〔用紙No.本人2〕 ② 発令通知書の写し（任用期間が引き続いている。または継続していることが分かる発令通知書）

7 組合員・被扶養者現況表

地方公務員等共済組合法施行規程第90条の規定により組合員原票を作成し、組合員の資格の得喪及び被扶養者に関する事項等を記載して整理しなければならないとされています（「組合員・被扶養者現況表」は組合員原票に相当するものです）。所属所へは、電算登録されている組合員の資格取得及び被扶養者の認定状況等に関する最新の事項を記載した「組合員・被扶養者現況表」を送付します。

(1) 現況表送付対象者

全組合員について現況表を所属所宛てに送付します（年1回・10月～11月頃）。

なお、組合員が退職等により資格喪失した場合及び任意継続組合員については送付しません。

(2) 現況表の管理等

ア 現況表が送付された後、扶養の認定等各種手続をした場合、現況表の記載内容を所属所において加筆・訂正して保管してください。

イ 異動の際は、現況表を新所属所へ送付してください。

ウ 新所属所では、送付された現況表により被扶養者の認定状況等を確認してください。

エ 所属所変更手続が必要な場合は、速やかに手続をしてください（本文P25を参照）。

オ 個人情報保護のため保管や廃棄等については、適正な処理をお願いします。

8 組合員証等の再交付

組合員証等を紛失（盗難を含む。）、損傷したときは、「組合員証等再交付申請書」〔用紙No.再交付申請〕を給付貸付課資格担当に提出してください。損傷の場合は、損傷した組合員証等の添付が必要です。

なお、再交付申請をする前にできる限り発見に努めてください。

組合員証等の再交付後に旧組合員証等が発見された場合は、旧組合員証等を返却してください。

9 「組合員資格証明書」の発行

「組合員資格証明書」〔用紙No.資格証明〕の発行に当たっては次のとおり取扱い願います。

(1) 「組合員資格証明書」の交付を受けることができる者

組合員……………公立学校共済組合員証が東京支部から交付されている者又は新規資格取得者等で組合員証の交付が確定している者

被扶養者……………公立学校共済組合被扶養者証が東京支部から交付されている者

ただし、被扶養者として認定申請予定であっても未認定の者及び取消しが確実な者は除く。

(2) 「組合員資格証明書」が発行できる場合

緊急に保険医療機関に受診の必要が生じた場合で、次のいずれかに該当する場合

ア 新規資格取得者等で、組合員証が交付されるまでの間

イ 組合員証等を紛失したなどの理由により、再交付が間に合わない場合

(3) 有効期間

所属所で発行した日から15日間を限度とする。

(4) 発行（証明）者

各所属所長

(5) 「組合員資格証明書」の発行に当たっての留意事項

ア 発行に当たっては、組合員証又は組合員現況表により誤りのないよう正しく記載してください。

イ 上記（1）の条件に反して「組合員資格証明書」を発行した結果、無資格受診となった場合には、組合員にその医療費を全額返還していただきますので、発行に当たっては十分ご注意ください。

ウ 発行した「組合員資格証明書」は必ず回収してください。回収した「組合員資格証明書」は医療機関等からの問合せ等に必要場合がありますので6か月の間保管し、その後廃棄してください。

エ 回収した「組合員資格証明書」は個人情報保護のため、保管や廃棄等には適正な管理をお願いします。

オ 保険診療を受ける際は組合員証（保険証）の提示が原則です。「組合員資格証明書」の提示をもって医療機関を拘束するものではありません。「組合員資格証明書」を提示しても医療機関で使用できない場合があります。

3 被扶養者の認定・取消しをするとき

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

1 被扶養者とは

被扶養者とは、組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入によって生計を維持している者が該当します（法 §2 条 2 号、施令 §3 条）。被扶養者として認定されると、保険料を負担することなく医療保険制度に加入していることとなり、組合員は家族療養費等の給付を受けることができます。身分関係の確認及び扶養の事実、扶養をしなければならない理由等の審査を行い、要件を満たしている場合に限り認定となります。

2 被扶養者の範囲

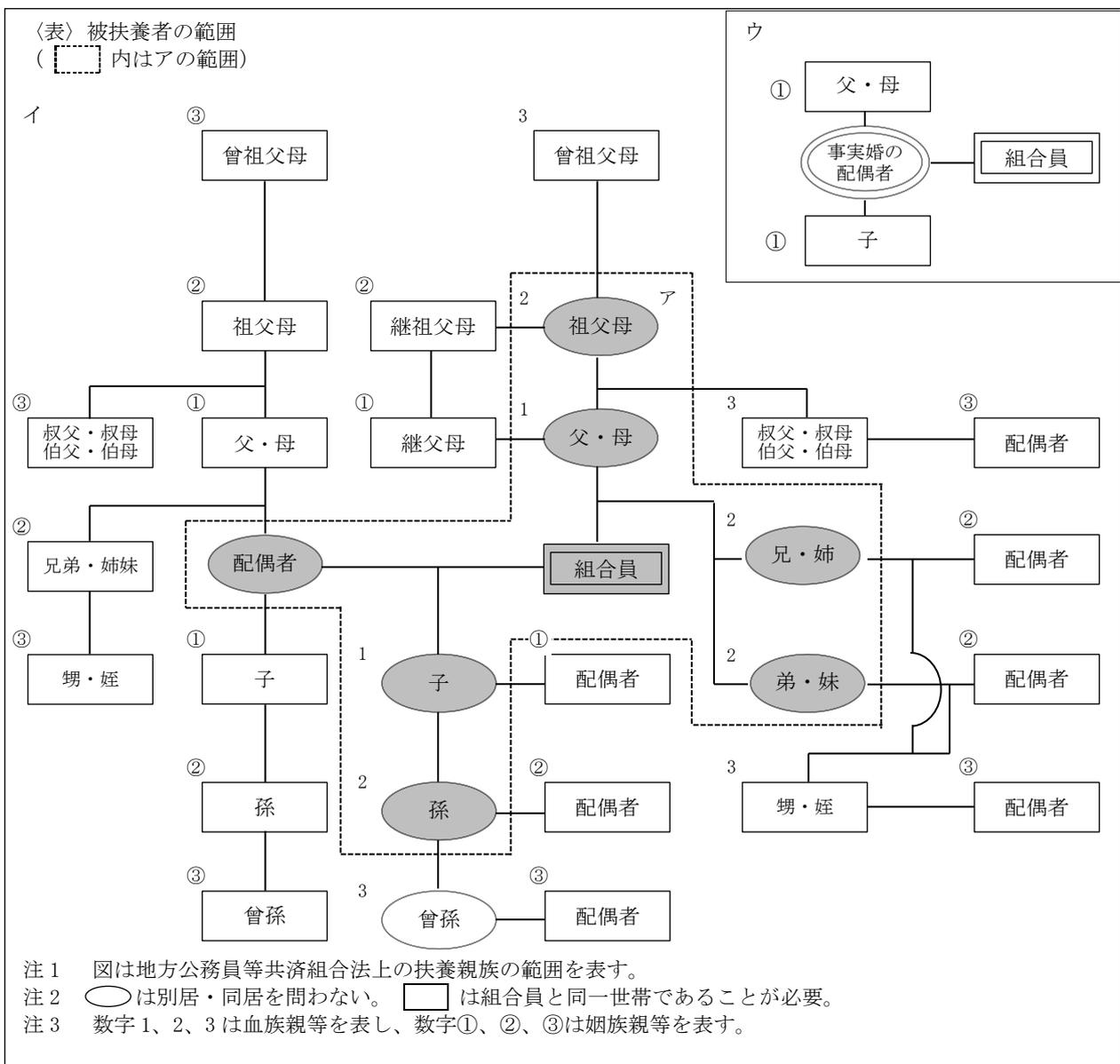
(1) 扶養親族の範囲

扶養親族とは、次に掲げる三親等以内の親族が該当します。

ア 配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

イ 同一世帯に属する三親等内の親族のうちア以外の者

ウ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者



(2) 生計維持関係

主として組合員の収入により生計を維持されている者とは、生計の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者ということです。

ア 共同扶養の場合 Q&A P48

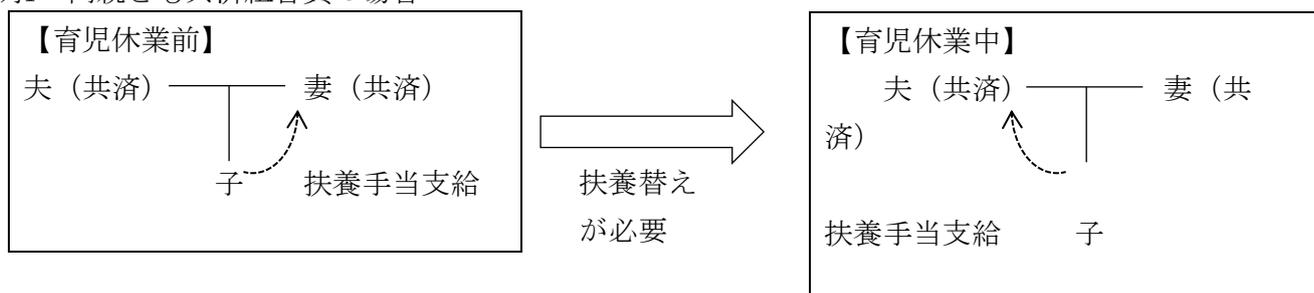
組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合、社会通念上その組合員が主たる扶養義務者であり、被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。）の多い者の被扶養者とすることを原則とします（他の者の年間収入を比較して、組合員の収入が他の者より多いか、少ない場合でもその差額が、多い者の1割以内であることが必要です。）。

原則として扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われる場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定されます。ただし、被扶養者に収入限度額以上となる収入がある場合は認定できません。扶養手当の異動があった場合、例外を除き原則扶養替えとなりますので手続きを速やかに行ってください。

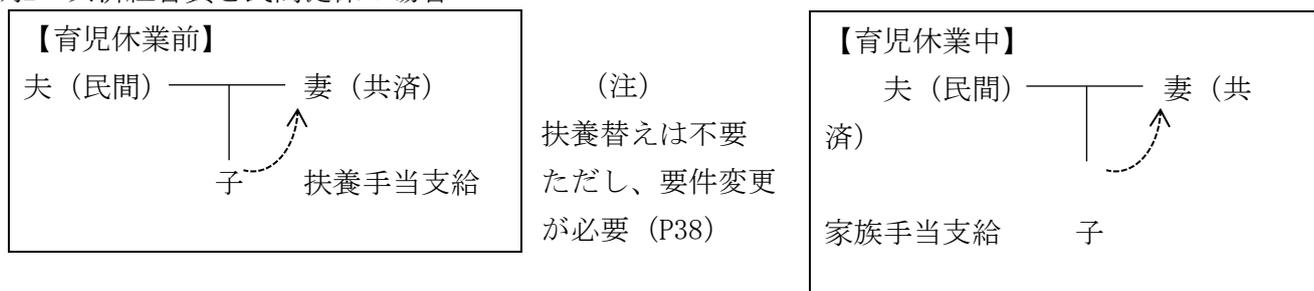
【育児休業を取得する場合】

育児休業の許可を受けた組合員に係る被扶養者の認定における生計維持関係については、当該許可を受けていないものとした場合の取扱いとします。ただし、下記例1の場合は扶養替えが必要です。

例1 両親とも共済組合員の場合



例2 共済組合員と民間健保の場合



(注) 育児休業開始前の収入を比較し、組合員の収入が配偶者より多いか、少ない場合でもその差額が多い者の1割以内であり、育児休業終了後も引き続き扶養を継続する場合に限りです。

イ 別居している場合

認定を受ける者が組合員と別居している場合は、認定を受ける者の収入額と組合員の送金額の合計額に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上であること、すなわち認定を受ける者の収入額の2分の1以上を送金していることが必要です。

なお、組合員以外の者も送金している場合は、他の者よりも組合員の送金額が多いことが必要です。

(3) 被扶養者として認められないもの（被扶養者の認定取消事由ともなります。）

既に被扶養者として認定されている者でも、前述（1）、（2）に該当しなくなった場合及び次のいずれかに該当する方は、取消手続が必要です。

- ア その者について、組合員以外の者が「扶養手当」又はそれに相当する手当を地方公共団体や国、その他から受けている場合
- イ その者について組合員と他の者が共同して扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
- ウ 就職して、現に健康保険の被保険者又は共済組合の組合員である者
- エ 雇用期間が3か月以上であることが当初から明らかであるパート・アルバイト等で月額108,334円以上の収入がある者
- オ 雇用保険の失業給付を受給中で、その日額が3,612円（次表①、②に該当する場合は5,000円）以上の者
- カ 後期高齢者医療制度の被保険者である者
- キ 次表のとおり、収入限度額以上となる収入がある又は以上となる見込みがある者

区 分	収 入 限 度 額								
① 収入の中に公的年金等を含む60歳以上の者 ② 収入の中に障害年金を含む者（年齢の制限なし）	<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">年額 1,800,000円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 10px;">未満</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">月額 150,000円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">日額 5,000円</td> </tr> </table>	{	年額 1,800,000円	}	未満	{	月額 150,000円	{	日額 5,000円
{	年額 1,800,000円	}	未満						
{	月額 150,000円								
{	日額 5,000円								
③ ①、②以外の者 （60歳未満、遺族年金受給者を含む）	<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">年額 1,300,000円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 10px;">未満</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">月額 108,334円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">日額 3,612円</td> </tr> </table>	{	年額 1,300,000円	}	未満	{	月額 108,334円	{	日額 3,612円
{	年額 1,300,000円	}	未満						
{	月額 108,334円								
{	日額 3,612円								

※ なお、18歳以上60歳未満の者については、一般職給与法第11条に相当する給与条例上の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者、学校教育法第1条に規定する学校の学生、所得税法第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする（運方2条関係）。

また、これらの者であっても（3）のAからキまでに該当することが明らかなものは、被扶養者に該当しない。

(4) 収入に関する留意事項

ア 収入限度額について

収入限度額は実績額ではなく見込額です。収入の日額、月額、年額が収入限度額以上となると見込まれる場合は認定できません。また、年額とは暦年や年度ではなく、事由が発生した日以降12か月間の見込額です。

イ 収入について

収入とは、公的年金（共済年金、厚生年金、国民年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料等）、個人年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入（アパート経営等を含む。）、傷病手当金、雇用保険料等の将来にわたる全ての恒常的収入をいいます。

- 退職手当金等は一時的収入であり、恒常的収入ではありません。
- 交通費及び諸手当は収入に該当します。

ウ パート・アルバイト等の収入について（交通費及び諸手当を含む。） Q&A P42～45

- ① 雇用されたときから月額収入限度額以上となる給料の支給が決まっている場合や雇用契約の日額、月の稼働日数から月額収入限度額以上となることが明らかな場合は認定できません。
すでに被扶養者の認定を受けている方は、雇用されたときから認定が取消しになります。
- ② 雇用契約から収入月額が見込めない場合、3か月の支払状況を確認してから認定できるかどうかを判断します。
- ③ 雇用期間が3か月以下であることが当初から明らかな場合は、月額収入限度額以上であっても、年額が130万円以上となるまでは認定できます。ただし、雇用期間が当初3か月以下であっても契約更新等で3か月を超える雇用期間になった場合は、契約更新等した日が取消日になります。
- ④ 月の稼働日数等が定まらず、月額給与が月額収入限度額以上となったりならなかったりや変動する場合でも、3か月連続して月額収入限度額以上となった場合は、年額130万円以上となる恒常的な収入が見込まれると判断し、4か月目の初日が取消日になります。 3か月連続しない場合は、年額収入（暦年や年度ではなく12か月間の合計額）が130万円以上となった月の給与支給日が取消日となります。

エ 自営業等の事業収入について Q&A P45～46

自営業、アパート経営等の事業収入は、確定申告を行うことによって前年の収入が確定します。

そのため、事業収入がある者を被扶養者として認定又は取消しをするときは、原則として確定申告を行った日で行います。ただし、明らかに収入限度額以上となることを見込まれる場合は事由発生日が取消日になります（相続による場合は相続の発生した日となります。）。

なお、被扶養者の認定又は取消しをするときの控除対象となる「必要経費」は、確定申告における税法上の控除対象とは異なります。控除対象科目については、P49を参照してください。

オ 公的年金等の収入について Q&A P46

公的年金等とは、共済年金、厚生年金、国民年金、遺族年金、障害年金、恩給、扶助料、個人年金等を指します。遺族年金、障害年金は非課税ですが、恒常的収入に含まれます。

※ 父母等で、配偶者の死亡により遺族年金を受給できる場合は、遺族年金額等の決定により収入金額が変動することがありますのでご注意ください。

カ 雇用保険の受給について Q&A P47～48

雇用保険の失業給付（日額3,612円（収入の中に公的年金を含む60歳以上の者又は障害年金の受給者は5,000円）以上）を受給中の者は、被扶養者として認定できません。ただし、失業給付第1回支給期間終了日までは被扶養者として認定できます。

※ その他、被扶養者の収入の算定等不明な点は早めに資格担当へ問い合わせてください。

(5) 国内居住要件

令和2年4月1日から被扶養者の要件に国内居住の要件が加わりました。

日本国内に住居を有するもの又は外国において留学をする学生その他日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務政令で定めるのがその要件です。

詳しくは、以下のとおりです。

ア 国内居住要件に該当する者

- 日本国籍であり日本国内に住民票を有する者で、日本国内で生活している者
- 日本国内に住民票を有しない者で、以下に該当する者（国内居住要件の例外）
 - ・ 外国において留学する学生
 - ・ 外国に赴任する組合員に同行する者
 - ・ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - ・ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者
 - ・ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

イ 国内居住要件に該当しない者

- 日本国籍を有しない者で日本国内に住民票がない者
- 日本国籍を有しない者で、以下に該当する者
 - ・ 「医療滞在ビザ」、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

ウ 国内居住要件の例外に該当することを確認する添付書類の例

例外該当事由	添付書類
外国において留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣期間の証明
組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類の写し
上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断することになります。

エ 事務手続き

令和2年4月1日以降の新規の被扶養者認定は、国内居住要件が適用となります。

3 被扶養者の認定要件の考え方

(1) 被扶養者の認定要件

共済組合の被扶養者認定要件は、給与条例上や所得税法上の扶養親族の要件とは異なります。給与条例上の「扶養手当」が支給されても、被扶養者として認定できない場合もありますので、給与事務との関連上注意してください。

また、認定を受けようとする方が無収入又は限度額内の収入であっても、主たる扶養義務者が他におり、その者に扶養能力がある場合は、被扶養者として認定できません。

ア 23歳以上等で給与条例上の「扶養手当」が支給されない子を認定する場合

組合員と配偶者が共同扶養している場合は、双方の前年の収入を比較して、組合員の収入が配偶者より多ければ、組合員の被扶養者として認定できます（組合員の収入が配偶者と同程度、又は少ない場合でも、その差額が多い者の額の1割以内であれば、組合員の被扶養者として認定できます。）。

ただし、夫婦とも公立学校共済組合の組合員で扶養手当を受給していないときは、申告書を提出した組合員を主たる生計維持者としてその者の被扶養者として認定します。

イ 父母を認定する場合

父のみを認定する場合は、母（母のみを認定する場合は父）及び組合員の兄弟姉妹等の扶養能力の有無等を確認した後に判定します。父母を同時に認定する場合は、兄弟姉妹等の扶養能力の有無を確認した後に判定します。

ウ 兄弟姉妹を認定する場合

組合員の父母及び他の兄弟姉妹等の扶養能力の有無等を確認した後に判定します。

エ 義父母、祖父母、孫、甥姪、叔父叔母等を認定する場合

その者の配偶者、直系血族、三親等以内の親族、兄弟姉妹等の扶養能力の有無等を確認した後に判定します。

義父母、甥姪、叔父叔母等の場合は、更に組合員と同一世帯に属することが要件となります。

(2) 扶養能力の有無の所得上の認定基準（運方 § 2条関係）

ア 障害年金の受給者又は60歳以上で公的年金の受給者・・・・・・・・・・180万円

イ ア以外の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130万円

4 被扶養者の認定等の手続

(1) 被扶養者の届出と認定日

被扶養者としての要件を備えたときは、その扶養の事実が生じた日から30日以内に申告書の届出がされた場合には、その扶養の事実が生じた日（例：子の誕生日、婚姻した日等）に遡って認定されます。

なお、この届出が30日を過ぎると被扶養者に係る認定は遡って行われず、所属所受理日からの認

定となります。認定の発生事由の根拠書類等を確認した段階で受理してください。

※ 所属所受理日からの認定となる場合は、認定を受けるまでの間、いったん国民健康保険等に加入する必要があります。

★ 扶養事実の生じた日から30日以内に所属所に被扶養者申告書の届出が行われたが、添付書類に不備があったため、補正及び再提出を求めたところ、その後所属所へ30日経過後に補正後の書類を添えた被扶養者申告書が提出された場合は、最初に受理した日が所属所受理日となり、扶養事実の生じた日をもって認定日とします（法 § 55関係）。

※ 上記のように扶養事実の生じた日から30日以内に所属所に被扶養者申告書の届出が行われた場合であっても、共済組合へ申告書類の提出が相当程度（おおむね2か月程度）遅延した場合は、別途「遅延理由書」の提出を求めることがあります。「遅延理由書」は以下の例を参考に作成してください。

公立学校共済組合東京支部長 殿

遅延理由書

本校教諭〇〇〇〇の子〇〇△△の被扶養者認定申告に関して、共済組合への提出が遅延した理由は、××××××××××××××××（理由）によるものです。

〇〇教諭は本校に対し遅滞なく申告書類を提出し、〇〇教諭に帰すべき責任は一切ないことを申し添えます。

令和〇年〇月〇日

〇〇市立共済小学校

校長□□□□（私印又は公印）

※ なお、扶養事実の生じた日から30日以内に所属所に被扶養者申告書の届出が行われなかった場合は、「遅延理由書」の有無に関わらず扶養の事実が生じた日に遡って認定されませんのでご注意ください。

★ 特に子の出生に当たっては、出生時に医療行為を伴うことが多く、医療費の負担が生じますので給与条例上の扶養手当の申告と併せて共済組合の被扶養者の認定手続を速やかに行ってください。

★ 「30日」の起算日は扶養の事実が生じた日（例：子の誕生日、結婚した日等）の翌日となります。ただし、期間が午前0時から始まる場合は、扶養の事実が生じた日が起算日となります（例：退職の場合は退職日の翌日）。

(2) 標準処理期間の設定（行政手続法第6条、9条）

標準処理期間については、所属所において申告書等を受理した日から組合員等への資格認定、送金又は振込手続等が完了するまでに要する期間を定めています。

ア 標準処理期間 20日間【資格認定等の場合】

所属所 10日間 審査期間4日、郵送・交換便等の期間6日

支部 10日間 審査期間4日、郵送・交換便等の期間6日

※ 標準処理期間については、書類不備のため是正等を求める期間は含めない。

※ 標準処理期間には、土・日・祝日を含む。

※ 繁忙期の4月、5月は除く。

イ 各申告書における申告年月日・所属所受理日等について

① 申告書の申告年月日

認定、取消事由が発生後、組合員が当該申告書を作成した日

② 申告書の所属所受理日

組合員から所属所に申告書の提出があり、認定事由を確認した日

③ 申告書の所属所長証明日

審査書類不備のため是正を求め、必要な書類が整った日

(所属所長証明日から10日以内に提出してください。ただし、4月、5月は除く。)

被扶養者の認定申告書を提出するときは必ず、「組合員の届出年月日」「所属所受理日」「所属所長が認めた日」を記入してください。

(3) 必要書類

ア 普通認定（扶養手当が支給されている場合）

- ① 被扶養者申告書（認定）〔用紙No.扶養1〕
（給与事務担当者の☑が必要。また、別居している場合は別居住所の記載が必要）
個人番号（マイナンバー）は、別途収集しますので、個人番号欄への記入は不要です。
- ② 国民年金第3号被保険者関係届
（20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要）
- ③ 直前の健康保険の資格喪失証明書
（ただし、国民健康保険に加入中の場合は、国民健康保険証の写し）

【認定の発生理由により、さらに以下の書類が必要になります。】

出生したとき

添付書類は不要（申告書に給与事務担当者の☑が必要）

結婚したとき

- ④ 婚姻届出受理証明書又は戸籍謄本・抄本の原本（確認後返却）

離職したとき

- ⑤ 雇用保険に関する確認書〔用紙No.扶養8〕（公務員を退職した場合も提出）
- ⑥ 次のうち該当するいずれか一つの書類
 - ア 雇用保険離職票2面の写し（個人番号(マイナンバー)記載のないものであれば1面の写しでも可）
 - イ 雇用保険受給資格者証1面と3面の写し
 - ウ 雇用保険未加入の場合、退職証明書の原本、あるいは退職発令通知書の写し

雇用保険の受給が終了したとき

- ⑦ 雇用保険受給資格者証1面と3面以降の写し

※ 認定に必要な書類は、内容、状況により上記以外にその他の書類を要する場合があります。

※ 重度心身障害者で、扶養手当が支給されている場合は、戸籍謄本の原本と世帯全員の住民票の写し（組合員と同居が要件となる被扶養者に限る）が必要です。

イ 特別認定（扶養手当が支給されていない場合）

- ① 被扶養者申告書（認定）〔用紙No.扶養1〕
（別居している場合は別住所の記載が必要）
個人番号（マイナンバー）は、別途収集しますので、個人番号欄への記入は不要です。
- ② 申請理由書〔用紙No.扶養6〕
（該当する全ての項目を記入すること）
- ③ 戸籍謄本の原本（確認後返却）
（組合員との続柄及び他の扶養義務者が確認できる謄本が必要）
- ④ 国民年金第3号被保険者関係届
（20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要）
- ⑤ 直前の健康保険の資格喪失証明書
（ただし、国民健康保険に加入中の場合は、国民健康保険証の写し）
- ⑥ 組合員と同居が要件になる者の認定においては、世帯全員の住民票の写し
（同居要件についてはP28を参照）
- ⑦ 子の認定において、夫婦共働きの場合、双方の収入を証明する書類（（注）を参照）
- ⑧ 主たる扶養義務者が他にいる場合には、その者と組合員の収入を証明する書類（注）
主たる扶養義務者とは・・・
 - ・兄弟姉妹、孫等の認定においては、認定しようとする者の配偶者や父母等
 - ・父のみ及び母のみ、子の認定においては、認定しようとする者の配偶者
- ⑨ 非扶養証明書〔用紙No.扶養9〕
（他に扶養義務者がいる場合でその扶養義務者が扶養していないことを証明するもの。
父母の認定においては、組合員の兄弟姉妹等）

（注）⑦・⑧の収入を証明するものは、次のものをいいます。

ア 源泉徴収票

イ 確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号があるもの。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳のわかるものの写しも添付）

ウ 最新の年金額改定通知書の写し

エ 配偶者が公立学校共済組合の組合員の場合、組合員証の写しで可

オ 配偶者が組合員の被扶養者の場合、「組合員・被扶養者現況表」の写しで可

【認定の発生理由等により、さらに以下の書類が必要になります。】

離職したとき

- ⑩ 雇用保険に関する確認書〔用紙No.扶養8〕
- ⑪ 次のうち該当するいずれか一つの書類
 - ア 雇用保険離職票2面の写し（個人番号（マイナンバー）記載のないものであれば1面の写しでも可）
 - イ 雇用保険受給資格者証1面と3面の写し

ウ 雇用保険未加入の場合、退職証明書の原本、あるいは退職発令通知書の写し

雇用保険の受給が終了したとき

⑫ 雇用保険受給資格者証1面と3面以降の写し

収入があるとき

⑬ パート・アルバイト等収入がある場合

- ・給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕（源泉徴収票は不可）

⑭ 年金、恩給等の収入がある場合

- ・最新の年金額等の改定通知書の写し（公的年金等の源泉徴収票は不可）

⑮ 自営業等、事業収入がある場合

- ・確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号があるもの。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳のわかるものの写しも添付）

収入がないとき

⑯ 非課税証明書の原本（最新年度のもので、給与収入欄が0円と表示されているもの）

※ 認定に必要な書類は、内容、状況により上記以外にその他の書類を要する場合があります。

※ 特別認定されている被扶養者については、毎年被扶養者の資格要件（収入状況等）の確認を行います（P51 参照）。

ウ 東京都職員共済組合、他支部、他共済から転入

転入してきた組合員に引き続き被扶養者として認定を受ける場合の必要書類は、原則として次のとおりです。ただし、扶養手当が支給されない場合は、翌年度に要件確認を行います（P51参照）。

<p>(ア) <u>東京都職員共済組合からの転入者</u></p> <p>① 被扶養者申告書（認定）〔用紙No.扶養1〕 （別居している場合は別住所の記載が必要）</p> <p>② 東京都職員共済組合原票の原本又は被扶養者証の写し</p> <p>③ 国民年金第3号被保険者関係届 （20歳以上60歳未満の<u>配偶者</u>のみ必要）</p> <p>(イ) <u>他支部からの異動者</u></p> <p>① 被扶養者申告書（認定）〔用紙No.扶養1〕 （別居している場合は別住所の記載が必要）</p> <p>② 資格喪失証明書の原本又は被扶養者証の写し</p> <p>③ 国民年金第3号被保険者住所変更届 ー 38 ー（保険者が住民票を異動したとき）</p> <p>(ウ) <u>他共済からの転入者</u></p> <p>① 被扶養者申告書（認定）〔用紙No.扶養1〕 （別居している場合は別住所の記載が必要）</p> <p>② 資格喪失証明書の原本又は被扶養者証の写し</p> <p>③ 国民年金第3号被保険者関係届 （20歳以上60歳未満の<u>配偶者</u>のみ必要）</p>
--

※ 認定に必要な書類は内容、状況により上記以外にその他の書類を要する場合があります。

※ 「基礎年金番号」は「年金手帳」又は「基礎 ー 33 ー 知書」等を確認のうえ、記入してください。

※ 個人番号（マイナンバー）は、別途収集し、個人番号欄への記入は不要です。

エ 被扶養者の要件変更

認定中の被扶養者に扶養手当の変更が生じたときは、被扶養者申告書（要件変更）〔用紙No.扶養1〕に必要書類を添えて手続きしてください。

変 更 事 由	必 要 書 類
<p>扶養手当の変更 「無」→「有」 【例】 「父母が60歳に達した」「育児休業から復職した」など、扶養手当が支給開始になったとき</p>	<p>被扶養者申告書（要件変更）〔用紙No.扶養1〕 ※ 給与事務担当者印を押印のこと</p>
<p>扶養手当の変更 「有」→「無」 【例】 「年金（180万円未満）が支給開始になった」「育児休業を開始した*」など、扶養手当が支給停止されたとき</p>	<p>① 被扶養者申告書（要件変更）〔用紙No.扶養1〕 ② 申請理由書〔用紙No.扶養6〕 （別居している場合は、4の欄も必ず記入のこと） ③ P36～37特別認定（扶養手当が支給されていない場合）の ⑦から⑨の該当するもの及び<u>収入があるとき</u>の収入証明</p>

※ P29の例1の場合は、要件変更ではなく扶養替えを行ってください。

5 被扶養者の取消手続

アルバイト、パート収入等による収入限度額の超過、就職等により被扶養者としての要件を欠いたときは、速やかに手続を行ってください。

手続が遅れたことにより遡って取消しをした場合は、取消日以降に医療機関等でかかった医療費等を返還していただくことになります。

(1) 取消しに必要な書類

- ① 被扶養者申告書（取消）〔用紙No.扶養1〕
- ② 被扶養者証（被扶養者証の他に、高齢受給者証等の交付を受けている場合はこれらも必要）

【取消事由により、さらに以下の書類を提出してください。】

取 消 事 由	必 要 書 類
・就職したとき	③ 就職先の健康保険証の写し ※ 健康保険証の交付が遅れている場合は採用辞令の写し、就職証明書の原本でも可（内定通知書、配属辞令は不可） ※ 健康保険が適用されない事業所へ就職した場合は、「給与等支払証明書」〔用紙No.扶養7〕を提出してください。
・公的年金、恩給等の受給決定・年額の改定により収入限度額を超過したとき	③ 公的年金等の年金証書・年金額決定通知書の写し（受給決定による超過の場合） ④ 公的年金等の年金額改定通知書の写し（改定による超過の場合） ※ 原則として年金証書・年金額改定通知書等を受領した日をもって取り消します。 ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）
・自営業、不動産収入等（パート等の家賃収入を含む）の収入が収入限度額を超過したとき	③ 確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号があるもの。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳のわかるものの写し等も添付） ※ 原則として確定申告を行った日をもって取り消します。 ただし、収入の内容・状況によっては事実発生日をもって取り消します。事実発生日を確認するため、最大過去3年間分の確定申告書の写し等を提出していただく場合があります。 ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）
・パート、アルバイト等で収入限度額を超過したとき（年間130万円以上又は、月額108,334円以上）	③ 給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕 ※ 収入の算定方法については、雇用形態により異なりますので、P42～45 Q&Aを参照してください。 ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）
・雇用保険の受給開始をしたとき（日額3,612円以上）	③ 雇用保険受給資格者証の写し（第1面及び第3面以降） ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）

取 消 事 由	必 要 書 類
・死亡したとき	③ 死亡診断書の原本又は死体埋火葬許可証の写し ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）
・同居要件の者が別居したとき	③ 住民票の写し（確認後返却）
・遺産相続によって、収入が超過したとき	③ 相続した日・収入額等を確認できる書類 ④ 遺産分割協議書（他の相続人がいる場合）の写し ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）
・離婚したとき	③ 離婚、離婚による親権の異動の場合 戸籍謄本・抄本の原本（確認後返却） ※ 配偶者のみ又は配偶者と子を取り消す場合は、離婚日（離婚調停日）の翌日をもって取り消します。 ※ 未成年の子のみを取り消す場合は、親権を定めた日をもって取り消します。 ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者の場合）
・子等の扶養替えの場合 （育児休業、主たる扶養義務者の変更の場合）	③ (ア) 扶養手当の支給停止の場合 ・扶養親族異動届等（決裁済の写し） (イ) 扶養手当が支給されていない場合 ・組合員の源泉徴収票の原本 ・主たる扶養義務者（配偶者等）の源泉徴収票の原本又は確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号があるもので青色申告決算書等収支内訳のわかるものを含む。）等収入の確認できるもの ※ 最大過去3年間分を提出していただく場合があります。

※ 内容、状況により上記以外にその他の書類を要する場合があります。

(2) 取消しに関する留意事項

認定取消事由や収入の考え方については、P30 (3) 「被扶養者として認められないもの」及びP31 (4) 「収入に関する留意事項」、P42～50 Q&Aを参照してください。

ア 被扶養者の認定要件を欠いたときは、原則として組合員の申告日、所属所受理日に関わりなく、認定要件を欠いた日に遡って取り消します。

イ 取消日以降に被扶養者証を使って保険医療機関等で受診していた場合、その期間に公立学校共済組合が保険医療機関等に支払った医療費や各種給付金を全額返還していただくことになります。

ウ 既に取り消した者を改めて認定するときは、新規の認定と同様の手続が必要です。

(3) 「後期高齢者医療制度」に伴う取消し

平成20年4月から老人保健制度に代わり、新たに独立した医療保険制度である「後期高齢者医療制度」が創設されました。

被扶養者として認定されている方は75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に加入することになります。このことにより、被扶養者としての認定は取消しとなります。

75歳に到達する方には、原則として75歳に到達する月の前月中旬頃に給付貸付課資格担当からお知らせします。

なお、65歳以上75歳未満で一定の障害について申請し、広域連合の認定を受けた方についても「後期高齢者医療制度」に加入となります。この場合も、被扶養者としての認定は取消しとなります。

※ P103 を参照してください。詳しくは、居住地の区市町村にお問い合わせください。

6 被扶養者Q&A

(1) パート・アルバイト収入の場合

Q1 子がアルバイトを始めました。勤務時間や日数が不規則で収入が不確定ですが、今までどおり被扶養者でいられますか？

A1 雇用契約の形態（時給、勤務時間、雇用期間等）により状況が異なります。

雇用契約において1日の勤務時間又は1か月の稼働日数が定まっていない場合、雇用開始時に認定要件を欠くか判断するのは困難なため、実際に支払われた給与月額によって判断します。

3か月連続して108,334円以上となった時点で恒常的収入があるとみなし、4か月目の初日が取消日となります。また、3か月連続しない場合は、年額で130万円以上となった月の給料日が取消日となります。

→ Q6 との違いに注意してください。

Q2 子がアルバイトを始めました。1か月20万円の基本給で、3か月の期限付きの契約ですが、今までどおり被扶養者でいられますか？

A2 雇用契約において雇用期間が3か月以下であることが当初から明らかであるアルバイト等は、その月額が108,334円以上であっても、年額130万円以上になるまでの間は認定できます。

ただし、その後契約の更新又は契約の変更により3か月を超えた場合は、契約を更新した日又は契約を変更した日が取消日となります。

Q3 配偶者が非常勤講師として働くことになりましたが、今までどおり被扶養者でいられますか？

A3 非常勤講師の場合は、1時間単価と週当たりの勤務時間により1か月の支給額が見込めます（辞令には交通費の記載はされていませんが、交通費も収入に含まれます。）。

3か月超の任用・・・月額108,334円未満であれば認定は引き続き受けられます。

・・・月額108,334円以上の場合は任用された日に取消しとなります。

※ 平成28年10月から健康保険の加入対象が拡大され、週20時間以上勤務や、月額賃金が88,000円以上など一定の条件を満たす場合、勤務先の健康保険が適用となることがあります。その場合、月額108,334円以上の収入がなくても、認定は取消しとなりますのでご注意ください。

Q4 26歳の長女が4月1日からアルバイトを始めました。同日からアルバイト先の健康保険にも加入しています。ただ、体調不良により7月31日でアルバイトを辞め、健康保険も8月1日付けで脱退しました。長女にはアルバイト開始前からずっと被扶養者証を持たせているのですが、これを引き続き使用することはできますか？

A4 できません。正社員・パートタイマー・アルバイトに関わらず、健康保険の被保険者又は共済の組合員になった場合、その資格を取得した日で認定は取消しとなります。本件では4月1日にさかのぼって認定取消しとなります。この場合、速やかに取消手続きを行い、公立学校共済組合の被扶養者証を返却してください。

また、退職等でアルバイト先の健康保険を脱退し、再度組合員の被扶養者としていたい場合は、その資格喪失日（本件では8月1日）を被扶養者としての要件を備えた日とし、認定手続を行ってください。ただし、要件を備えた日から30日以内に申告書の届出が行われなかった場合には、所属所受理日からの認定となります。

Q5 58歳の母が5月1日からパートタイマーになりました。給料は定額で毎月10万円、交通費が2万円支給される雇用契約です。健康保険には加入していません。取消しになりますか？

A5 交通費も収入となります。採用当初から月額収入限度額（108,334円）以上となることが明らかなので、5月1日が認定の取消日になります。

Q6 25歳の次女が4月1日からアルバイトを始めました。時給は決まっているのですが、勤務時間や日数が不規則です。毎月の給料は以下になりました。取消しをしないといけないとは思いますが、いつから取消しになりますか？

5月	149,000円	8月	159,000円
6月	158,500円	9月	175,000円
7月	167,000円	10月	158,500円

A6 10月までの合計額は130万円未満ですが、採用後初めて支給された給料から恒常的に月額収入限度額（108,334円）以上となっています。このような場合、採用当初から年額130万円の収入限度額以上となる見込みが立っていたと判断し、採用年月日である4月1日が認定の取消日になります。

Q7 24歳の長男がアルバイトを始めました。勤務時間や日数が不規則で、月収10万円を超えるときもあれば、5万円のときもあります。合計では、まだ130万円未満の収入です。このまま、被扶養者でいられますか？

4月	50,000円	7月	125,000円	} 月額収入限度額以上となった月が3か月連続
5月	117,000円	8月	109,000円	
6月	70,000円	9月	115,000円	

A7 9月までの合計額は130万円未満で、毎月の収入も月額収入限度額（108,334円）以上となる月と未満である月があります。このような場合には、3か月連続して月額収入限度額以上となった段階で今後年額130万円以上となる恒常的な収入が見込まれると判断し、翌月の初日で認定取消しとなります。よって本件では、10月1日が認定の取消日となります。

Q8 23歳の三男が4月16日からアルバイトを始めました。時給や1日の契約稼働時間数は決まっていますが、稼働日数は決まっています。毎月の給料は、月ごとに月末締めで1か月単位で計算され、翌月15日に支払われます。取消しをしないとはいけませんが、いつから取消しになりますか？

時給2,000円（1日の契約稼働時間数 5時間）

5月 70,000円 8月 150,000円

6月 168,000円 9月 130,000円

7月 150,000円 10月 140,000円

A8 10月までの合計額は130万円未満ですが、6月以降月額収入限度額（108,334円）以上となっていて、5月は月額収入限度額未満です。ただ、5月に支払われた給料は、4月16日から30日までの半月分の給料です。もし5月に支払われる給料が1か月分支払われていたとすると、採用当初から月額収入限度額以上となることを見込まれます。

よって、本件では、Q6と同様に採用年月日である4月16日が認定の取消日となります。

Q9 子が派遣会社と3か月の雇用契約をし、働くことになりました。給与として25万円と通勤手当も支給される契約です。認定取消しとなりますか？

A9 雇用期間が当初から3か月以下であることが明らかな場合は、月額収入限度額（108,334円）以上であっても年額収入限度額（130万円）未満の間は認定できます。ただし、その後契約の更新又は変更により3か月を超えた場合は、契約を更新又は変更した日が取消日となります。

Q10 妻はパートをしています。時間給のみ決まっておりますが、稼働日数が決まっていないため、月によって収入額が違います。月の収入平均は10万円前後ですが、近頃収入額が増えてきました。令和3年1月から3月まで、3か月連続して月収が月額収入限度額以上となったので、令和3年4月1日で取消しになりますか？

時給1,220円（1日の契約稼働時間数 7時間）

支払年月日	総支払額	支払年月日	総支払額
令和2年2月16日	93,940円	令和2年9月15日	111,020円
令和2年3月15日	102,480円	令和2年10月16日	102,480円
令和2年4月14日	111,020円	令和2年11月15日	119,560円
令和2年5月15日	102,480円	令和2年12月15日	102,480円
令和2年6月15日	111,020円	令和3年1月15日	128,100円
令和2年7月14日	102,480円	令和3年2月15日	111,020円
令和2年8月15日	102,480円	令和3年3月15日	111,020円

130万円超過により、令和3年2月15日で認定取消し

A10 いいえ、取消日は令和3年4月1日ではありません。月額収入が3か月連続して月額収入限度額（108,334円）以上となるより前に年額収入限度額（130万円）以上となった場合は、その給与支払日が認定の取消日となります。この場合、令和2年2月から令和3年1月までの1年間の収入は130万円の年間収入限度額未満ですが、令和2年3月から令和3年2月までの1年間の収入は130万円以上ですので、2月の給与支払日（令和3年2月15日）が認定の取消日になります。

なお、配偶者の場合は国民年金第3号被保険者の資格も併せてなくなりますので、国民健康保険の加入手続のほか、国民年金第1号被保険者の加入手続が必要になります。

(2) 自営業、アパート経営等の事業収入の場合

確定申告を行うことによって前年の収入額が確定します。事業収入がある方を被扶養者として認定又は取消しをするときは確定申告を行った日をもって認定又は認定取消となります。ただし、収入の内容・状況によっては事実発生日をもって取消します。例えば、相続による場合は相続の発生した日をもって取消します。確定申告における税法上の控除対象となる「必要経費」は被扶養者の認定又は取消しをするときの控除対象とは異なります。控除対象科目については、P49を参照ください。

Q11 母が遺産相続によって、アパート経営による収入を得るようになりました。月額1部屋8万円、3部屋分の家賃収入があります。引き続き被扶養者でいられますか？

A11 アパート経営による収入が年額288万円となり、明らかに収入限度額以上となることが見込まれるので、遺産相続をした日で認定取消しとなります。

Q12 配偶者が株等の取引により譲渡収入（譲渡価格－取得価格）を得るようになりました。引き続き被扶養者でいられますか？（株等とは、株式の他に、債券、投資信託、FX、先物取引などです。）

A12 1年間の取引差益の合計が年額収入限度額（130万円）以上となった場合は、確定申告を行った日で認定取消しとなります。ただし、遺産相続で取得した株等を全て譲渡した場合などは、含まれません。

(3) 公的年金等の場合

各公的年金等とは、遺族年金、障害年金、共済年金、厚生年金、国民年金、恩給、扶助料、個人年金等を指します。遺族年金、障害年金は非課税ですが、恒常的収入に含まれます。

Q13 被扶養者の父が63歳になり、年金決定通知書が届きました。年額は182万円でした。取消日はいつになりますか？

A13 年額収入限度額（180万円）以上となっているので、年金決定通知書が届いた日が、認定の取消日になります。

Q14 被扶養者になっていない80歳の父が亡くなり、72歳の母に遺族年金（192万円）が支給されることになりました。遺族年金は非課税です。今までどおり被扶養者でいられますか？

A14 遺族年金は非課税ですが恒常的収入です。年額収入限度額（180万円）以上となりますので、遺族年金決定通知書が届いた日が、認定の取消日になります。

Q15 被扶養者になっていない55歳の父が亡くなり、52歳の母に遺族年金（160万円）が支給されることになりました。今までどおり被扶養者でいられますか？

A15 年額収入限度額について障害年金受給者と60歳以上の公的年金受給者は180万円、それ以外の方は全て130万円です。本件では、被扶養者の方は60歳未満ですので、遺族年金を受給されていても年額収入限度額は130万円となります。よって、年額収入限度額以上となりますので、遺族年金決定通知書が届いた日が認定の取消日となります。

Q16 母は現在年金をもらっています。年金は、介護保険料及び所得税が引かれて振り込まれます。母の年金収入は1年間の振込額になりますか？

A16 介護保険料及び所得税が引かれた後の額ではありません。年金の額は年金決定通知書や年金額改定通知書に記載された額となりますので、ご注意願います。

Q17 個人年金も収入となるのですか。

A17 雑所得である個人年金は掛金を支払った後、老後の生活資金として受け取るものですが、公的年金と同様恒常的な収入となります。ただし、個人年金を継続的に受け取るのではなく一時金として一括して受け取る場合は退職金と同様に恒常的な収入とはみなしません。

(4) 父母又はどちらかを認定する場合

父母又はどちらかを被扶養者として認定する場合、個々の収入に適用される収入限度額未満であることと、組合員との生計維持関係など家計の実態等を総合的に勘案して判断します。

Q18 父母を被扶養者として認定していますが、父の年金額が増え、父は収入限度額以上となりました。父は認定の取消が必要になると思いますが、母は引き続き被扶養者として認定を受けられますか（父母とも組合員の他に扶養義務者はいない。）。

父 65歳 公的年金額 240万円（180万円以上）

母 63歳 公的年金額 160万円（180万円未満）

A18

【同居の場合】母の収入は限度額以内（180万円未満）であるため、認定の継続が可能となります。

【別居の場合】送金額等を確認し、父ではなく組合員との生計維持関係が認められる場合、認定が可能となります。

※ 送金額については、父母の世帯収入（400万円）の2分の1である200万円を母の収入とみなすのではなく、母個人の収入額（160万円）をもとに判断します。よって、160万円の2分の1（80万円）以上を送金していることが必要です。

(5) 雇用保険を受給する場合

雇用保険等（日額3,612円（収入の中に公的年金を含む60歳以上の者又は障害年金の受給者は5,000円）以上）を受給中の方は、給付日数に関わらず被扶養者として認定できません。ただし、第1回支給期間終了日までは被扶養者として認定できます。（雇用保険等には、国家公務員退職手当法及びこれに相当する退職手当条例第13条第2号による失業者の退職手当を含みます。）

Q19 夫が自己都合により3月31日に勤務先を退職し、4月1日付けで加入していた勤務先での健康保険の資格を喪失しました。求職中ですが、職が見つからないため、雇用保険を受給する予定です。ただ、自己都合による退職のため、雇用保険受給の給付制限期間中で、現在収入がありません。この場合、夫は私の被扶養者の認定を受けることは可能ですか。

A19 退職して無収入となったため、認定することが可能です。認定日は4月1日です。ただし、日額3,612円以上の雇用保険の受給を開始した場合、扶養の認定は取り消さなくてはなりません（→Q20）。

Q20 夫が、現在私の被扶養者になっています。7月11日から夫の雇用保険の支給が始まり、第1回の支給期間は7月24日までです。日額4,760円で90日分、総額428,400円支給されることになり、年額収入限度額（130万円）未満であると思うのですが、被扶養者の認定はどうなりますか？

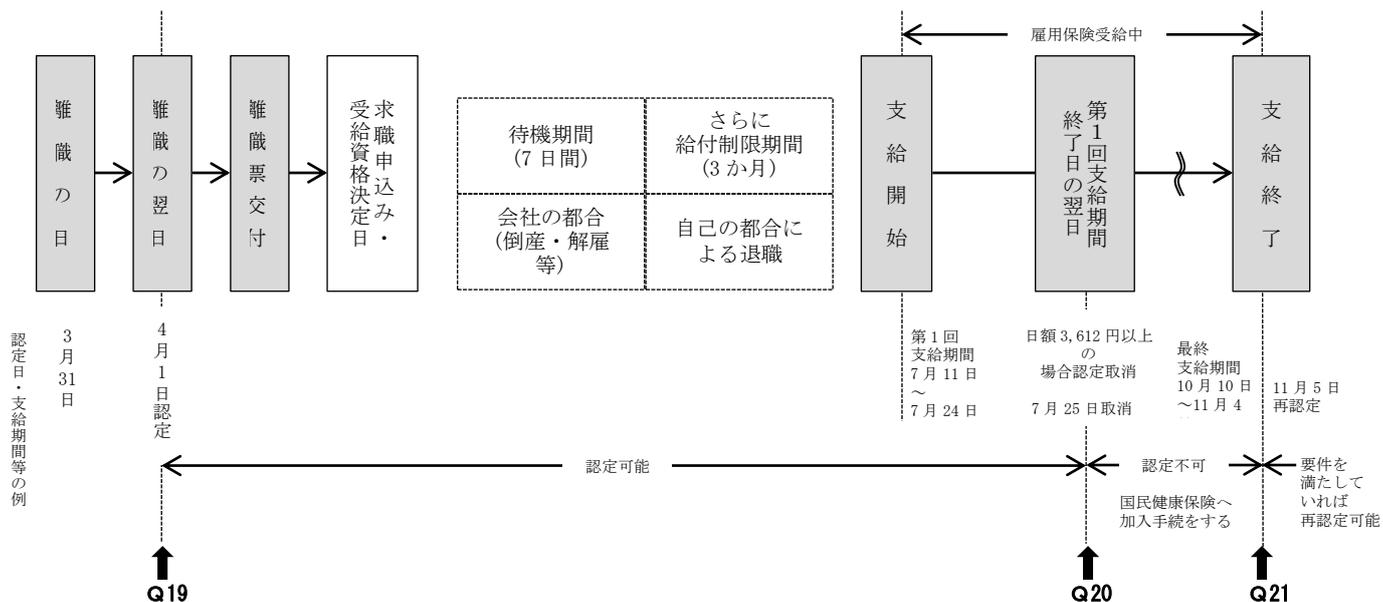
A20 雇用保険による収入は年額ではなく日額で判断します。日額収入限度額（3,612円）以上の場合、認定を取り消さなくてはなりません。取消日は、第1回支給期間終了の翌日（7月25日）です。このとき、配偶者の場合には、国民年金第3号被保険者の資格も併せてなくなりますので、国民健康保険の加入手続のほか、国民年金第1号被保険者への加入手続が必要です。

Q21 夫が現在雇用保険を受給しながら、求職活動をしています。11月4日で雇用保険の受給が終了するのですが、職が見つからず、受給終了後も収入はない見込みです。この場合、夫は私の被扶養者の認定を受けることは可能ですか。

A21 受給終了後も収入がないのであれば被扶養者の認定を受けることが可能です。認定日は、最終支給期間の翌日（11月5日）です。

※ Q19・Q20・Q21は、60歳未満の障害年金を受給していない者の例です。

<雇用保険受給の流れと被扶養者認定の可否>



(6) 共同扶養の場合

双方の前年の収入を比較します。

Q22 5歳の子が私の被扶養者になっています。私の配偶者も同じ公立共済組合員なのですが、先日交付された源泉徴収票の額を比較すると、私よりも配偶者の収入の方が多くなりました。私に支給されていた扶養手当は停止し、配偶者へ支給されることとなったのですが、共済組合の扶養についても手続が必要ですか？

A22 扶養手当の支給が行われる場合は、その支給を受けている方の被扶養者として認定することになります。よって、扶養手当の切り替わる時期に合わせて、現行の被扶養者認定を取り消し、配偶者の被扶養者として認定するための手続を行ってください。

Q23 23歳の長男がおり、私の被扶養者になっています。長男は現在大学院生で無収入です。私の配偶者は民間で働いているのですが、先日交付された源泉徴収票の額を比較すると、私よりも配偶者の収入の方が2割程度多いことが分かりました。23歳のため扶養手当は支給されていませんが、共済組合の扶養について手続が必要ですか？

A23 23歳以上等で扶養手当が支給されない子を認定する場合、収入額を比較して多い者が主として扶養していると判断します。よって、現行の被扶養者認定を取り消し、配偶者の被扶養者として認定するための手続を行ってください。

(7) 司法修習生の修習給付金、奨学金の場合

学費に充てるために支払われる奨学金は、対象者の日常生活を補助するものではないため、収入には該当しませんが、奨学金でも生活補助的な意味が含まれているものは、収入に該当します。

また、司法修習生に給付される修習給付金は、収入に該当します。

Q24	25歳の長男が、司法修習生となることが決まり、修習給付金が給付されることになりました。取消日はいつになりますか？
A24	修習を始めたときをもって取消しとなります（裁判所に採用され、修習を始めたときです。）。

(8) 扶養手当の支給決定に時間を要する場合

Q25	扶養手当の支給が決定されれば普通認定となりますが、扶養手当の決定に時間がかかる場合、特別認定の申請は可能ですか？
A25	扶養手当の決定に時間がかかる場合、特別認定の申請は可能です。ただし、内容を確認する必要がありますので、給付貸付課資格担当へお問い合わせください。

(参 考) 所得税青色（白色）申告決算書必要経費控除科目一覧表

科目 \ 業種	学習塾経営	雑貨小売業	飲食業	アパート経営
売上原価	○	○	○	×
租税公課	×	×	×	×
荷造運賃	×	○	×	×
水道光熱費	△	△	△	×
旅費交通費	×	×	×	×
通信費	△	△	△	×
広告宣伝費	×	×	×	×
接待交際費	×	×	×	×
損害保険料	×	×	×	×
修繕費	○	○	○	○
消耗品費	×	×	×	×
減価償却費	×	×	×	×
福利厚生費	×	×	×	×
給料賃金	○	○	○	○
利子割引料	×	×	×	×
地代家賃	△	△	△	△
貸倒金	×	×	×	×
研修費	×	×	×	×
雑費	×	×	×	×
青色申告控除額	×	×	×	×

注1「科目」は決算時に所得税法の青色（白色）申告決算書の損益計算書、収支明細書等に用いられた経費の種類です。

注2「○」「×」「△」のうち「○」は、控除できる経費、「×」は、控除できない経費、「△」は家計消費分と事業分とが明確に区分されている場合にのみ認められる経費です。

注3 上記の業種以外は上記の業種の必要経費控除科目一覧表と同様に判断します。

7 被扶養者の氏名・住所

手続区分		必要書類
氏名変更	婚姻、その他の事由により被扶養者の氏名が変わったとき	① 被扶養者申告書（回収）〔用紙No.扶養1〕 ② 被扶養者証
住所変更	転居、別居、住民票の異動、市町村合併等により被扶養者の住所が変わったとき	① 被扶養者情報変更訂正届〔用紙No.扶養2〕 ※ 海外の場合は「郵便番号」欄には「9999999」、「住所」欄には「国名」を記入してください。 ② 被扶養配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」 ※ 海外の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（海外特例要件該当）」を使用してください。転居理由により、P32の確認書類が必要となる場合があります。

★ 別居により組合員との生計維持関係がなくなる場合は、取消事由に該当します（生計維持関係についてはP29（2）イ「別居している場合」を参照）。

また、同居が要件の被扶養者が組合員と別居した場合も認定取消しとなります。

8 国民年金第3号被保険者の手続

公立学校共済組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（妻又は夫）は、保険料を公立学校共済組合で負担する加入者（国民年金第3号被保険者）として取り扱うことになっています。

【国民年金被保険者の種別】

種 別	適 用
第1号被保険者	第2号及び第3号被保険者に該当しない自営業、無職の者及び学生
第2号被保険者	共済組合や厚生年金等被用者年金制度に加入中の者（ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は除く。）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

配偶者（20歳以上60歳未満）を被扶養者として認定するときは、必ず「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。（控えについては、所属所でコピーをお取りください。）共済組合が第3号被保険者に代わって年金事務所へ届出をします。

以下に該当したときは、被扶養者の認定・取消等の手続と併せて必ず必要書類を提出してください。

【届出が必要なき時】

国民年金第3号被保険者関係届	第3号被保険者に該当したとき	該当届	(1) 組合員の被扶養配偶者が20歳に達したとき (2) 婚姻により国民年金未加入者（外国人等、加入届を出していない20歳以上の者）が組合員の被扶養者となったとき等 (3) 組合員の配偶者が、婚姻、離職、収入減等により被扶養者となったとき (4) 年金の財政単位が異なる組合等から異動してきた組合員に被扶養配偶者がいるとき 例）都共済から転入してきた場合
	第3号被保険者に該当しなくなったとき	非該当届	(1) 日本国内に住所を有しない配偶者が、被扶養者の要件を欠き、被扶養者でなくなったとき (2) 第3号被保険者が死亡したとき (3) 収入超過又は離婚により、被扶養者でなくなったとき (提出が出来ない場合には「被扶養配偶者非該当届提出不能届」〔用紙No.扶養10〕を提出してください。)
	その他	非該当（変更）届	氏名・生年月日等に変更（訂正）があったとき
	海外転居・海外居住の配偶者を新規認定するとき	海外特例要件該当	(1) 被扶養配偶者が海外へ転居するとき (2) 海外居住の配偶者を新規で被扶養者認定をするとき ※ 該当と海外特例要件該当を同時に届出 P32の国内居住要件の例外に該当する添付書類が必要
	海外特例要件該当者が帰国したとき	海外特例要件非該当	海外特例要件該当の配偶者が海外から帰国し、国内に転入したとき ※ 海外居住中に被扶養者の要件を欠き、被扶養者でなくなった場合は、非該当届を提出
住所変更届	住所変更したとき	住所変更届	第3号被保険者が住民票を異動したとき ※ 海外転居は「海外特例要件該当」により届出

【届出が不要なき時】

- ① 公立学校共済組合の他支部の組合員が公立学校共済組合東京支部へ異動（転入）したときに、異動前から認定している配偶者を引き続き被扶養者として認定するときで、住民票を異動しないとき
 - ② 組合員の配偶者が60歳到達により被保険者資格を喪失するとき
 - ③ 被扶養配偶者が就職（社会保険等加入）により認定を取り消されたとき
- ※ 被扶養配偶者が収入超過又は離婚により認定を取り消された場合、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出するのに加えて、当該配偶者が国民年金第1号被保険者の資格を取得するため、ご自身で住所地の区市町村役場（国民年金所管課）で国民年金加入の手続を行う必要があります。
- ④ 組合員が65歳に到達したとき
- ※ 届出は不要ですが、組合員の配偶者は第3号被保険者でなくなるため、住所地の区市町村役場（国民年金所管課）で国民年金加入の手続を行う必要があります。

9 要件確認被扶養者の継続又は取消し

扶養手当が支給されない被扶養者（特別認定被扶養者）に対して、毎年要件確認調査を行います。要件確認調査は①組合員と他の主たる扶養義務者の収入状況、②調査対象被扶養者自身の収入状況等を調査し、被扶養者としての要件を満たしているか確認するために行います。

要件確認の対象となる被扶養者がいる組合員は、被扶養者要件確認通知書（兼継続・取消申告書）により、被扶養者の継続又は取消しの手続を行ってください。未手続の場合、保険医療機関等の受診に支障が生じたり、遡って医療費等の返還をしていただくことがあります。

要件確認調査の必要書類は原則下記のとおりですが、該当年度の通知文を必ず確認してください。

(1) 認定継続（被扶養者としての要件を満たしている場合）

- ① 要件確認通知書
(新たに別居した場合、また別居住所が変更になった場合は別居住所の記載が必要)
 - ② 申請理由書〔用紙No.扶養6〕
(別居している場合は、4の欄も必ず記入のこと)
 - ③ 世帯全員の住民票の写し（確認後返却）
(組合員と同居が要件となる被扶養者（P28参照）を継続するとき)
 - ④ 主たる扶養義務者の収入状況を確認するもの（注）
 - ア 子、孫の認定継続
 - ・子の場合は、組合員の収入証明、組合員の配偶者の収入証明（※）
 - ・孫の場合は、孫の父母の収入証明、組合員の収入証明、組合員の配偶者の収入証明（※）
 - イ 父母の認定継続
 - ・両親ともに被扶養者の場合は、組合員の兄弟姉妹の非扶養証明書〔用紙No.扶養9〕
 - ・父母の一方のみが被扶養者の場合は、上記の非扶養証明書に加え、組合員の収入証明及び被扶養者として認定されていない父又は母の収入証明
 - ウ その他（兄弟姉妹、祖父母等）の認定継続
 - ・組合員の収入証明、認定継続する者に配偶者や父母等がいる場合はその者の収入証明及び他に扶養義務者がいる場合はその扶養義務者の非扶養証明書〔用紙No.扶養9〕
- ※ 組合員の配偶者が公立学校共済組合の組合員の場合は、収入証明の代わりに配偶者の組合員証の写しの提出で可
- ※ 配偶者が組合員の被扶養者の場合は、収入証明の代わりに組合員・被扶養者現況表の写しの提出で可

(注) 上記④の収入を証明するものは、次の該当する書類を添付してください。

- ・源泉徴収票
- ・確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号のあるもの。収支明細書の写しも添付）
- ・最新の年金額改定通知書の写し

【継続の理由により上記の書類の他、以下の書類を提出ください。】

収入があるとき

- ⑤ パート・アルバイト等収入がある場合
 - ・給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕（源泉徴収票は不可）
雇用契約の期間、賃金の支給形態（月給・日給・時給・その他）とその額を確認します。
- ⑥ 年金、恩給等の収入がある場合
 - ・最新の年金額改定通知書の写し（公的年金等の源泉徴収票は不可）
- ⑦ 自営業等、事業収入がある場合
 - ・確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号のあるもの。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳のわかるものの写しも添付）

収入がないとき

- ⑧ 非課税証明書の原本（給与収入欄が0円と表示されているもの）

※ 情報連携による省略を希望する場合は、「情報連携依頼書」、「同意書」の提出が必要です。

(2) 認定取消し（被扶養者としての要件を欠いている場合）

- ① 要件確認通知書
- ② 被扶養者証（被扶養者証の他に、高齢受給者証等の交付を受けている場合はこれらも必要）

【取消しの理由により上記の書類の他、以下の書類を提出してください。】

就職したとき

- ③ 就職先の健康保険証の写し又は就職証明書等の原本（採用年月日が記載されているもの）
 - ※ 健康保険が適用されない事業所へ就職した場合は、「給与等支払証明書」〔用紙No.扶養7〕を提出してください。
 - ※ 内定通知書、配属辞令は不可
 - ※ 前回の要件確認日以降就職するまでの収入証明（収入がない場合は非課税証明書、収入がある場合は給与等支払証明書等）を提出していただく必要があります。
 - ※ 情報連携による省略を希望する場合は、「情報連携依頼書」の提出が必要です。

収入限度額を超過したとき

- ④ パート・アルバイト等収入がある場合
 - ・給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕（源泉徴収票は不可）
- ⑤ 年金、恩給等の収入がある場合
 - ・最新の年金額改定通知書の写し（公的年金等の源泉徴収票は不可）
- ⑥ 自営業等、事業収入がある場合
 - ・確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号のあるもの。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳のわかるものを含む）

主たる扶養義務者が組合員から変更になるとき

- ⑦ 組合員の源泉徴収票の原本と、主たる扶養義務者（配偶者等）の源泉徴収票の原本、又は確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告受付番号があるもので収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳のわかるものを含む。）等収入の確認できるもの
 - ※ 生計維持関係についてはP29（2）ア「共同扶養の場合」を参照

死亡したとき

- ⑧ 死亡診断書の原本又は死体埋火葬許可証の写し

組合員と世帯を同一にすることが要件となる者が別居したとき

- ⑨ 住民票の写し（確認後返却）
 - ※ 上記以外の理由により取り消す場合は、取消しの事実が確認できる書類を提出していただきます。

※ 内容、状況により上記以外にその他の書類を要する場合があります。

※ 情報連携の申請書類（「情報連携依頼書」、「同意書」等）の取得方法、提出期限については、該当年度の通知文を確認してください。

4 個人番号について

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

1 取扱い

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が平成28年1月から導入されました。東京支部では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、個人番号（以下「マイナンバー」という。）及び特定個人情報について適正に取り扱っています。

2 利用目的

マイナンバーの利用目的は、番号法により以下のとおりと定められています。

- ①「厚生年金保険法による年金である保険若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」（第9条別表第1の24）
- ②「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」（第9条別表第1の39）

3 収集方法

平成29年1月1日付で地方公務員等共済組合法施行規程が改正され、組合員の資格取得時や被扶養者認定申告時にマイナンバーの届出が必要となりました。東京支部では、組合員及び所属所の負担、情報漏えいのリスクを最小限とする観点から、次のとおり対応します。

(1) 組合員及び税法上の被扶養者※

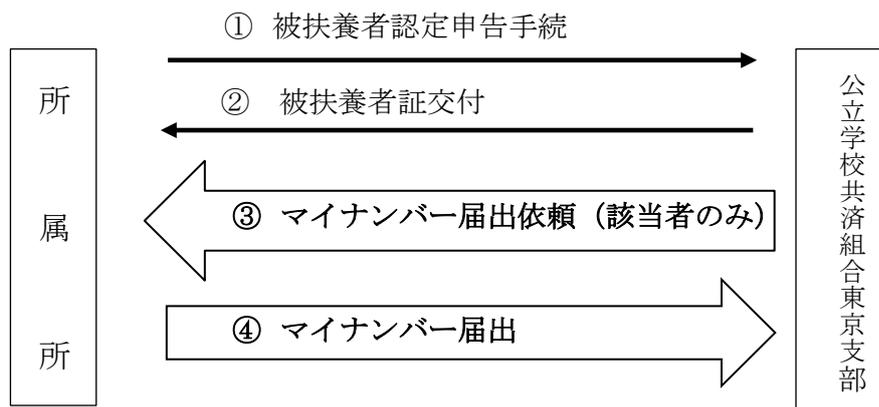
番号法第14条1項の規定に基づき、事業主（教職員人事給与システム所管部署等）からマイナンバーの提供を受けます。

※給与支払者へ「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に控除対象者として申告されている方及び16歳未満の扶養親族の方です。

(2) 上記(1)により取得できなかった組合員及び被扶養者

組合員本人からマイナンバーを収集します。収集対象となる組合員及び被扶養者につきましては、該当の所属所宛に専用用紙を送付しますので、マイナンバーカード（写）等を添付し提出してください。

また、地方公共団体システム情報機構（J-LIS）によりマイナンバーを取得する場合があります。



(3) マイナンバーが変更となった場合

上記(1)、(2)によりマイナンバーを収集後にマイナンバーが変更となった場合は、資格担当へご連絡ください。

4 情報連携

収集したマイナンバーは、短期給付（医療保険）や長期給付（年金）等の事務のために、地方公共団体等との情報連携（国の情報提供ネットワークシステムを介して複数の機関が保有する同一人の情報を紐付けし、相互に活用すること）に利用します。

2021年3月よりマイナンバーカードを健康保険証の代用として医療機関での利用を可能とすることを政府が決定し調整を行っています。

情報連携の開始時期は次のとおりです。

短期給付（医療保険関係）・・・平成30年7月
長期給付（年金関係）・・・令和元年7月

情報連携の開始に伴い、東京支部の業務においても添付書類の提出を省略できるなど、手続きの簡略化を検討しています（令和元年7月から、被扶養者要件確認において非課税証明書等の書類が省略できるようになりました。）。情報連携により地方税関係情報を照会する場合は、その都度、該当者本人の同意書を徴する必要があります。

情報連携につきましては、今後も業務における書類の簡略化が決定次第、通知文や広報誌「かがやき」等でお知らせします。

5 その他

マイナンバーの取扱いは、各所属所において適用となる「特定個人情報等の安全管理基準」等に基づき適切に取り扱ってください。東京支部へのマイナンバーの提出にあたっては、特定個人情報の紛失等を避けるため、書留、レターパック等追跡可能な方法でお願いします。

○公立学校共済組合における番号制度利用等の詳細については、ホームページをご覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/about/privacy/mynumber/index.html>

※ホームページのアドレスは平成30年4月1日から上記アドレスとなっています。

○マイナンバー制度に関しては、内閣官房のホームページをご覧ください。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

5 会計年度任用職員制度等の導入について

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

1 概要

令和2年4月1日に、改正された地方公務員法が施行され、これに伴い臨時的任用職員は任用の初日から共済組合の組合員となります。

(1) 臨時的任用職員

改正地方公務員法の施行に伴い、地方公務員法に基づく臨時的任用職員並びに地方公務員法以外の臨時的任用職員について、任用の初日から地方公務員等共済組合法が適用されることになりました。下記2-(1)のとおりです。

(2) 会計年度任用職員

改正地方公務員法の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入され、下記2-(2)の条件を満たした場合には、地方公務員等共済組合法の適用となります。

しかしながら、東京都教育委員会の任用する会計年度任用職員には、下記2-(2)の条件を満たす任用がありません。そのため、公立学校共済組合東京支部の組合員となる会計年度任用職員は、東京都教育委員会の任用では存在しません。

(3) 適用年月日

令和2年(2020年)4月1日

令和2年3月31日に公立学校共済組合東京支部の組合員でない方も、下記2の対象者に該当する場合、令和2年4月1日から公立学校共済組合東京支部の組合員となります。

2 対象者

(1) 臨時的任用教職員

以下に該当する臨時的任用教職員は、任用の初日から公立学校共済組合東京支部の組合員となります。

ただし、東京都教育委員会の任用でない区市等任用の臨時的任用職員は、代替対象の正規教職員の例によります。任用が数日空けて再度行われる場合の事実上任用が継続しているか否かの判断は、当該任命権者の判断となります。

ア 地方公務員法に基づく臨時的任用職員

期限付任用教員が対象となります。

イ 産休代替教職員・育休代替教職員

ただし、代替任用の対象となる教職員が常時勤務（正規の勤務時間が7時間45分/日で週5日勤務と同等）である者が対象です。

産休代替教職員とは、「女子教職員の出産に際して補助教員の確保に関する法律」に基づく臨時的任用教職員です。

育休代替教職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく臨時的任用教職員です。

(2) 会計年度任用職員

以下に該当する会計年度任用職員は、条件を満たした月の初日から公立学校共済組合東京支部の組合員となります。

ア 公立学校共済組合の組合員となる条件

任用が事実上継続していると認められる場合において、勤務した日が18日以上ある月が12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされているものです。

任用が事実上継続していると認められる場合に
4月1日から共済組合法の適用となります。

イ 上記アの条件を満たす例

勤務の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
当該月の勤務日数	18	18	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18

※ 会計年度任用職員の任用は原則会計年度ごとであるため、会計年度単位では12月を超えません。翌年度の任用が事実上継続していると認められる場合に、12月を超えることがあります。

ウ 東京都教育員会で任用する会計年度任用職員

東京都教育委員会における会計年度任用職員は、週当たり勤務時間が31時間以下であるため、上記アの条件を満たす者はいません。

よって、東京都教育委員会で任用する会計年度任用職員には、公立学校共済組合東京支部の組合員となる者はいません。

3 任用が数日空けて再度行われる場合

任用が数日空けて再度行われる場合であっても、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の任用関係が中断することなく存続していると、勤務の実態に照らして判断される場合には、組合員資格は喪失しないものとして取扱うこととなりました。東京都教育委員会任用における条件は、以下のとおりです。東京都教育委員会以外の任用においては、各任命権者での判断となります。

(1) 該当となる条件

- ア 東京都教育委員会任用の臨時的任用の教職員であり任用期間終了日時点において、次の任用の具（内）申書を東京都教育委員会関係課所に提出している。
- イ 任用期間の空白が、任用期間終了翌日から次の任用期間の前日まで「31日以内」である。
- ウ 任用の空白期間が1ヶ月（月の初日から末日まで）に及ばない。月を単位に全く任用されていない期間がない。

(2) 上記(1)の条件に該当する場合

任用期間に空白となる期間があっても、公立学校共済組合東京支部の組合員資格は継続します。

空白となる期間の前後で所属所が異なる場合の所属所については、空白期間後の任用開始日から新規所属所となります。空白期間については、旧所属所の所属となります。

(3) 適用年月日

適用年月日 令和2年(2020年)4月1日から

本項の臨時的任用職員の組合員資格取得等が適用されるのは、令和2年4月1日からです。

4 事務手続き

(1) 資格取得

正規勤務職員と同様 (P21参照)

(2) 資格喪失

正規勤務職員と同様 (P24参照)

(3) 資格の延長

(P26参照)

職員番号に変更がない場合、組合員証は従来の組合員証を使用できます。

職員番号に変更がある場合は、組合員資格は継続しますが、組合員証は再発行となります。

(4) 空白期間を伴う資格の延長

上記3の条件に該当し、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を継続する場合には、空白期間後に再度任用される所属所において、手続きを行います。

手続区分		必要書類
継続 (任用期間の延長)	組合員の資格取得をした者で再度任用期間が継続と認められるとき	① 組合員情報変更訂正届〔用紙No.本人2〕 ② 空白期間前の発令通知書の写し(当該任用期間のわかるもの) ③ 空白期間後の発令通知書の写し(当該任用期間のわかるもの) ④ 空白期間後の任用の具(内)申書写し

ここでは、空白期間の前後で所属所(任用校)が異なる場合として説明します。

この手続きは、空白期間後の所属所で行います。

空白期間後の所属所では、空白期間前の任用の期間を発令通知書等により確認します。

自校における空白期間後の任用に係る具(内)申書の発出時期が、空白期間前の任用の終了前であることを確認します。

「組合員情報変更訂正届(用紙No.本人2)」により届け出ます。「継続(喪失日延長)」欄により組合員期間を延長します。

併せて「所属所変更」欄により、新所属の任用開始日を異動日として、異動前後の所属所を記入します。空白の前後で任用校が同一の場合は、「所属所変更」の記載はありません。

添付書類として、前任用の発令通知書・具(内)申書等の写しを添付してください。

なお、職員番号に変更がない場合、組合員証は従来の組合員証を使用できます。

(5) 被扶養者認定

正規勤務職員と同様です。(P28参照)

5 任用が数日空けて行われる具体的例

事実上の任用関係が中断することなく存続していると、勤務実態に照らして判断される場合には、組合員資格は喪失しないものとして取り扱います。以下の条件をすべて満たした場合に該当します。

- 空白期間の前と後の両方の任用が東京都教育委員会発令の臨時的任用である。
- 任用期間の空白が、任用期間終了翌日から次の任用期間の前日まで「31日以内」である。
- 任用の終了までに次の任用の具(内)申書を東京都教育委員会関係課所に提出している。

区立幼稚園の教員、千代田区立九段中等教育学校など任命権者が東京都教育委員会でない場合は、当該任命権者の判断が基礎になります。

(1) 公立学校共済組合組合員資格が継続する例

上記「3(1)該当となる条件」を満たした場合に、公立学校共済組合東京支部の組合員資格が継続されます。東京都教育委員会発令の臨時的任用であれば、任用形態、所属所が異なっても、組合員資格は継続となります。

ア 引継期間が本体任用と分離している例

	7/11-12	7/16
所属	△△高	都立△△高校
任用形態	引継	産休代替
任命権者	東京都	東京都教育委員会
共済組合	公立学校共済	
所属所	都立△△高校	

引継期間及び空白期間を本来の任用期間と一体で資格取得します。

イ 所属校・学校種・任用形態が異なる例

	3/25	4/15
所属	区立〇〇小学校	都立△△高校
任用形態	育休代替	期限付任用
任命権者	東京都教育委員会	東京都教育委員会
共済組合	公立学校共済	
所属所	区立〇〇小学校	都立△△高校

具(内)申書が3月25日までに提出済みである。

※ 空白期間の所属所は、空白期間直前の所属所となります。

ウ 任用形態・学校種が異なり、間に引継期間を含む例

	6/21	6/24-25	7/11-12	7/16
所属	区立〇〇小学校	〇〇小	△△高	都立△△高校
任用形態	育休代替	引継	引継	産休代替
任命権者	東京都教育委員会	東京都	東京都	東京都教育委員会
共済組合	公立学校共済			
所属所	区立〇〇小学校	都立△△高校		

※ 7月11日以降の具(内)申書が6月25日までに提出済みであることが前提となります。

(2) 公立学校共済組合組合員資格を喪失する例

上記「3(1)該当となる条件」を満たさない場合に、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を喪失します。

ア 空白期間が 31 日を超える場合 ⇒ 資格喪失

3/15

所属	区立〇〇小学校
任用形態	育休代替
共済組合	公立学校共済

空白期間が
32日である。

資格喪失

4/17

所属	区立〇〇小学校
任用形態	育休代替
共済組合	公立学校共済

新規資格取得

イ 一ヶ月以上任用がない場合 ⇒ 資格喪失

1/31

所属	区立〇〇小学校
任用形態	育休代替
共済組合	公立学校共済

2月に任用がない。

資格喪失

3/1

所属	区立〇〇小学校
任用形態	育休代替
共済組合	公立学校共済

新規資格取得

※ 空白期間が 31 日以下でも組合員資格を喪失します。

ウ 任命権者を異にする場合 ⇒ 資格喪失

7/20

所属	××県市立小学校
任用形態	育休代替
共済組合	公立学校共済
任命権者	××県教育委員会

任命権者が
異なる

資格喪失

8/1

所属	区立〇〇小学校
任用形態	産休代替
共済組合	公立学校共済
任命権者	東京都教育委員会

新規資格取得

3/31

所属	区立〇〇小学校
任用形態	区任用教職員
共済組合	公立学校共済
任命権者	△△区教育委員会

任命権者が
異なる

資格喪失

4/5

所属	区立〇〇小学校
任用形態	産休代替
共済組合	公立学校共済
任命権者	東京都教育委員会

新規資格取得

エ 一方が臨時的任用でない場合 ⇒ 資格喪失

3/31

所属	区立〇〇小学校
任用形態	正規教職員
共済組合	公立学校共済
任命権者	東京都教育委員会

任用種別が
異なる

資格喪失

4/5

所属	区立〇〇小学校
任用形態	産休代替
共済組合	公立学校共済
任命権者	東京都教育委員会

新規資格取得

正規任用 ⇒ 臨時的任用 実態として任用が継続しているとは認められません。

臨時的任用 ⇒ 正規任用 実態として任用が継続しているとは認められません。

正規任用 ⇒ 正規任用 実態として任用が継続しているとは認められません。

6 保険料（掛金）の徴収

〔福利厚生課経理担当 ☎03（5320）6822〕

保険料（掛金）は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について徴収することになっています（法 § 114）。

月末時点で任用がなかったとしても、組合員資格が喪失していない場合（条件の詳細については P56 を参照）は、当該月の保険料（掛金）は徴収されます。

詳しくは、「第 2 章 3 保険料(掛金)及び負担金 (P7) 」を参照してください。

7 臨時的任用Q & A

Q1 臨時的任用の期間が短期間であるが、公立学校共済組合東京支部の組合員となるのか。

A1 任用の時期や日数にかかわらず、上記2 (P56 参照) の対象者に該当する場合は、公立学校共済組合東京支部の組合員となります。

Q2 任用が数日空けて再度行われる場合、空白前の任用が区市町村教育委員会であった。再度の任用が東京都教育委員会であった場合も組合員資格は継続できるのか。

A2 任用が数日空けて再度行われる場合において、組合員資格が継続する条件は、事実上の任用関係が中断することなく存続していると勤務実態に照らして判断される場合ですので、同一の任命権者でなければなりません。質問の例では、組合員資格は継続しません。

Q3 3月25日まで臨時的任用で組合員であった者が、4月1日に正規職員に採用され組合員となった。3月26日から3月31日の空白期間は、組合員期間は継続されるのか。双方ともに東京都教育委員会の発令である。

A3 本事例の場合は、事実上任用が継続しているとは認められませんので、組合員期間は継続しません。

Q4 空白期間後の任用が継続と認められ、空白期間を含めて組合員期間が延長となった者が、空白期間前と空白期間後で所属所が異なる場合、空白期間の所属所はどこになるのか。

A4 空白期間を含めて組合員資格が認められた場合の空白期間の所属所は、空白期間前の所属所となります。空白期間後の所属所は、任用開始日から当該所属所となります。

なお、引継期間の任用と本体任用の間の空白期間は、空白期間の前後で同一の所属所ですから、上記5-(1)ーウの例のとおり所属所に変更はありません。

Q5 被扶養者を認定する場合は、正規職員と同様に行うのか。

A5 臨時的任用職員による組合員も、組合員資格に差異はありません。正規勤務の職員と同様に被扶養者認定の手続きを行います。

Q6 臨時的任用職員の被扶養者も要件確認調査の対象となるのか。

A6 臨時的任用職員に特別認定の被扶養者が認定されており、要件確認調査の基準日現在組合員で、前年以前に被扶養者認定されたなどの要件確認調査の条件に該当した場合は、要件確認調査の対象となります。